

厚岸町議会 平成27年度各会計予算審査特別委員会会議録

平成27年3月18日

午前10時03分開会

- 委員長（佐藤委員） ただいまから、平成27年度各会計予算審査特別委員会を続会いたします。

昨日に引き続き、議案第4号 平成27年度厚岸町一般会計予算を議題とし、審査を続けてまいります。

302ページ、9款教育費、1項教育総務費、5目就学奨励費から進めてまいります。ございませんか。

10番、谷口委員。

- 谷口委員 最近非常に経済情勢が、まだまだ町では大変な状況が続いているわけですが、各高校、あるいは大学、専門学校等への進学者に対して、奨学金を支給しているわけですが、ここ二、三年間の高校在学、あるいは専門学校別に申し込みと、実際に奨学金を使うようになった人の人数をちょっと教えてください。

- 委員長（佐藤委員） 教育委員会管理課長。

- 管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

二、三年の間ということで、平成24年度から26年度まででお答え申し上げたいと思いますけれども、24年度につきましては、大学の方が4名、それから高校が1名の計5名。それから25年度につきましては、大学が3名だけです。それから26年度につきましては、大学が2名といったような状況になっております。最近は志願者が減りぎみといたしますか、そういうような形になっております。

それと、申し込みをされて、不決定になった数ですが、ちょっと今、確認しますので、ちょっと時間いただきたいと思っております。

- 委員長（佐藤委員） 休憩します。

午前10時06分休憩

午前10時08分再開

- 委員長（佐藤委員） 再開します。

管理課長。

- 管理課長（高橋課長） 過去3年間の中で、申し込みをされた後に不決定になった方は

いらっしゃらないというような状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、今の説明では、申し込みされた方には全て貸し付けが決定しているというふうに理解をいたしました。

それで、あと今度、償還のほうなのですけれども、償還状況は最近はどうなのでしょう。一時は随分滞っていたことがあったりして、町のほうでさらに上積みをしたこともあるのですが、それはどうなっていますか。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

確かに過去にはかなり償還に滞った方もいらっしゃいまして、事務局のほうで洗い出しを改めてした中で、電話による督促であるとか、徴収の計画的な分納であると、そういった部分の働きかけを行ってきてございます。

今、25年度末の数字で申し訳ないのですが、滞納金額でいくと123万2,000円の滞納があるのですけれども、その金額の中で、貸与以来一度も返還のない方というのがいらっしゃいますが、この方については62万円程度の金額で、あと、120万円のうちの62万4,000円以外の方は、何らかの形で分納をしていただいておりますので、全体的な中での償還状況というのはいいほうに向かっていると。

今は、申請の段階で、奨学生ご本人が事務局のほうに来ていただいて、自分の意思で奨学金を申し込むということを、きちんとこちらのほうからご説明をさせていただいて、それで納得をした上で、この奨学金をお借りするという自覚を持っていただくというか、責任を持っていただくというか、そういうことで、卒業した後も、何か知らないけれども、奨学金を借りてきたというような、昔、そういうこともあったやに伺っておりますが、今は、ちゃんと自分が自分の意思で奨学金を借りて、自分が卒業後、就職した後に自分の働いた給料で償還していくのだという意思を確認した上で、お貸ししていくというシステムに変えてきておりますので、最近の償還状況というのはいいほうにきちんとして償還されてきているというふうに認識しています。

●委員長（佐藤委員） 10番。

●谷口委員 この62万円、一度も償還がないという話なのですけれども、これは相当たっているのですか、最近のものなのですか。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） この62万円の分については、かなり過去の貸与の部分でございます。

ただ、ご本人は今もう厚岸にはいらっしゃらないのですが、親御さんというか、保証人の方が厚岸に在住でございますので、その都度お話をさせていただいて、残高の確認をさせていただいて、債務のありかといいますか、債務の状況を承認させていただいて、何とか少しずつでもいいので返還していただきたいというようなお願いをしながら、今日に至っているというような取り扱いを行っているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それぞれの事情がありますから、場合によっては、どうしても償還し切れないという人がいるというふうに考えるのですけれども。

それで、奨学金利用者の就職というか、これはうまくいっているのか、そのあたりはどのようなふうになっているのですか。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

奨学金の貸与を受けた方の卒業後の就職状況につきましては、卒業した後に、返還計画書であるとか借用書であるとか、そういった書類を出していただきますので、その折に、勤め先の連絡先であるとか、そういった部分を記載した書類が出てまいりますので、総じて、何らかの形で就職をされているというふうには認識しておりますが、その後、転職される場合であるとか、そういう部分についてはつづさに調査というのですか、そういうのはしていないところでございます。

●委員長（佐藤委員） 他にございますか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

6目スクールバス管理費。

6番、堀委員。

●堀委員 スクールバス、町内にスクールバス何台もあると思うのですけれども、これらのスクールバスに、公用車管理でも言ったのですけれども、ドライブレコーダーというものの設置というのはされているのかどうか教えてください。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

現在、8路線のスクールバスの運行をしておりますけれども、町有の車両でございますが、スクールバスにドライブレコーダーの搭載というのは、現在のところはしていな

いところでございます。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 公用車会議のときにも触れたのですけれども、少なくともスクールバス、大事なお子さんたちを乗せて走る車で、ともすれば、事故があったとき、当然補償関係とか事故の責任の所在とか大きな問題ともなる。過去にもスクールバスに関係して大きな事故というのもあったことを考えたときには、そういう事故原因の究明とか、安全意識の向上を図るという意味でも、ドライブレコーダーというものをスクールバスのほうに設置してはいかがかなというふうに思うのですけれども、いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） ご指摘の部分、本当にそのとおりだというふうに考えております。スクールバスにおいては、過去に痛ましい事故も発生している経過もございます。そういった部分の、いつ何どき、スクールバスの運行でそういった事故に遭遇しないとも限りませんので、そういったときの事後の経過であるとか、そういった部分を確認する上でも大変有効な手段であるのかなというふうに考えているところです。

今後の段階で、内部でも検討して、できる限り対応させていただきたいという方向で考えていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

2項小学校費、1目学校運営費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目学校管理費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3目教育振興費。

10番、谷口委員。

●谷口委員 要保護、準要保護でちょっとお尋ねしたいのですが、説明では45万7,000円、前年度よりプラスになっていると。それで、申しわけないのですけれども、委員長、中学校のほうも、振興費のほうで、要保護、準要保護について質問させてください。

中学校は43万1,000円の増というような説明だったと思うのですが、私の耳が確かであれば。違えば指摘してください。

それで、プラスになっているということなのですが、要保護と準要保護それぞれ何名ずつで、こういうふうになっているのか、ちょっと教えてください。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

まず、小学校振興費の要保護、準要保護の就学援助費の部分でございますけれども、費目ごとに人数の積算基礎が変わってまいりますので、それぞれの費目ごとにお答えをさせていただきたいと思っております。

全学年にわたる学用品費につきましては、単価が5,760円、人数が81人。それから、通学用品費、これは小学校2年生から6年生の部分ですが、これにつきましては、単価が2,230円で66人。それから、新入学の1年生の部分ですが、新入学用品費、これにつきましては2万470円、これが15人。それから体育実技用具、これは1年生と4年生ですけれども、1万1,590円、これが24人。それから修学旅行費、これにつきましては2万円で9人。それから郊外活動費です。宿泊を伴わないものについて、1,550円の単価で5人分それぞれ見込んでおります。さらに、学校給食費の部分につきましては、単価が212円で、人数が81人、日数が195日、これを見込んでございます。この合計で473万6,000円というような内訳になっております。

それから、中学校の部分ですけれども、中学校につきましては、学用品費が1万1,310円掛けること的人数が33人。それから通学用品費、これは2年と3年生ですけれども、単価が2,230円、これが20人。それから、新入生の学用品費が2万3,550円、これが13人。それから体育実技用具費が4,110円掛ける13人。それから修学旅行費が5万4,000円掛ける16人。次に、郊外活動費の宿泊を有するものが6,010円掛ける6人。宿泊を要しないものが2,240円掛ける7人。最後に、学校給食費ですが、261円の単価で33人の日数が195日、この積み上げで337万4,000円という計上になっております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、学校給食費の援助と、ほかの学用品費は全員だけれども、結果的には、学年だとかによって支給対象が変わってくるというふうに理解しているのですけれども、学校給食費、要するに33人のうちの要と準要の人数はというふうになっているのか、33人中、あるいは小学校だったら81人、これ分かりますよね。

●委員長（佐藤委員） 休憩します。

午前10時25分休憩

午前10時26分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

管理課長。

●管理課長（高橋課長） お待たせいたしました。

学校給食費の部分でございますけれども、学校給食費につきましては、全て準要保護の人数ということで、要保護につきましては、生活保護費の中から給付されますので、この人数の中には計上されてこないというような形になってございます。

要保護の部分で、この予算の中から給付される部分につきましては、修学旅行費の部分で、小学校でいくと、2万円の1人分です。その部分が、この要・準要保護就学援助費の中から補助されると、小学校の部分は。

中学校の部分になりますと、同じく修学旅行費の部分で、要保護の分として5万4,000円掛ける2人分が、要保護生徒の修学旅行費として給付されるというような内訳になっております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、結果的に45万円、あるいは43万円ふえていますよね、小学校で。額、間違っているかどうか確認したいのですけれども、45万7,000円と聞いたような気がしたのですけれども、それから、中学校のほうで43万1,000円というふうに聞いたのですけれども、このふえたのは、準要のほうでふえているということですか、人数的にいうと。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

まず、小学校のほうでお答え申し上げますと、全学年にわたる学用品費の部分だけで比較をしたときには、昨年度の当初予算でいくと73人だったのです。今回、予算計上させていただいているのが81人ということで、8人ほど増員というか、ふえているというような内容になっているのが、まず一つあるのと。平成27年度の予算の中で、従前の基準単価の増額をさせていただいております。消費税分といいますか、増税分といいますか、その分を単価を増額させていただいておりますので、それぞれの費目において、その分がアップしていると。給食費が一番数字的きてきているというか、そういう部分で、小学校においては45万7,000円、中学校においては43万1,000円が、それぞれ前年度に対して増額というふうになってといるのが原因かというふうに……。〔中学校の人数の声あり〕中学校につきましては、人数的には、去年より1人ふえているだけなのですが、先ほど申し上げましたとおり、補助単価の増額に伴う総体予算の増というような内容になっております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ただ、小学校45万7,000円、中学校が43万1,000円、小学校は8人ふえているのですよね、中学校は1人なのに、中学校だけそんなに消費税、何がこんなにふえるのですか、そうすると。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

昨年度の当初予算で申し上げますと、中学校の要・準の予算につきましては、294万3,000円は、先ほどご指摘をいただいたとおりなのですが、全学年にわたる学用品費でいくと、1人増なのなのですが、新入学の学用品費でいくと、前年度7人だったものが13人にふえていたり、それが体育実技用具にもそのまま人数増ではね返ってきていたり、あと、修学旅行の要・準の人数につきましても、去年は12名だったものが、本年度は16名と、全学年以外の部分の人数がかなり増員されてきているところが主たる要因なのかなというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番。

●谷口委員 それで、結果的に子供の数は減っていますよね、児童生徒、全体的に。その中で、準要保護がそれぞれ小学校8人、中学校1人ということを見ると、経済的な援助をしなければならない状態というのは、どういうところに主にあるのか。例えばひとり親家庭がふえているとか、父母が失業、あるいは病気で仕事ができないとか、その要因みたいのはきちんと押さえているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

個々具体の要因については分析はしておりませんが、準要保護の申請関係の書類を見る都度、保護者の方のお名前等が記載をされているわけではありますが、そこには、普通はという言い方はちょっとおかしいかもしれませんが、お父さんのお名前が記載されてきている中で、最近、やはり目立ってくるのが、保護者がお母さんだけというような、母子家庭と言っていいのかどうなのかちょっと分かりませんが、そういう記載事項の申請がふえてきているというふうには担当者としては捉えております。ということは、やはり総じてそういった環境の中での、就労における経済的な負担がふえてきている部分がある。

そういった中で、児童生徒の人数は総体的に減っていても、準要保護の世帯のパーセンテージでいくと横ばいというか、微減というふうな形で、全児童の減少のパーセンテージに比例していないという現状であるというふうには、担当者的には認識しているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番。

●谷口委員 結果的に、今のお話を聞いていると、ひとり親家庭が、事情がいろいろあると思うのですけれども、ふえてきている現状にある、そういうことによる、収入が思うようにいかないというか、そういうことが主な原因だというふうに理解していいのですか。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 100%そうであるとは断言はできませんけれども、割合としては、かなりそういった事情を抱え、準要保護の申請をされる世帯がふえてきているというような捉え方をしているところです。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 生活保護の基準が変わったというのもあって、ただ、そんな中でも厚岸町は、以前の基準を踏襲するというようなことでやっていますよね。そういうことで、ただ、子供には責任がないわけなので、やはりきちんと義務教育を受けていただくということをやっていかなければならないということなので、今後、この境界線にある子供たちの実態調査みたいなものもきちっと把握をしていただきたいなというふうに思うのです。それでないと、どこかの段階で、親が非常に頑張っていて、特に、ひとり親家庭なんかかかっているということになると、時には親のほうで限界を越える場合が出てくる、そういう心配があると思うのです。そのあたりについては、やっぱりきちんとフォローできるような体制をとっていただかなければならないというふうに思うのですが、そういう実態調査もきめ細かくやっていただきたいなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） お答え申し上げます。

教育委員会としては、準要保護の制度自体については、谷口委員にもかねてからご指摘いただいていたところもありますが、PRを特に重点的にしているつもりではございます。就学前の説明会であるとか、学校に入ってからPTAの集まりであるとか、町のホームページにも掲載をさせていただいておりますし、各費目にわたって、こういう制度があるという部分での周知をさらに徹底していくという手法で、この制度を認知していただいて、やっていく方向性のほうがいいのではないかなというふうに考えております。

実態調査という部分のご指摘でございますけれども、この調査をするとしても、どのような形で調査をすればいいのかという部分も、今、即座に思い浮かばないところもございますけれども、なかなか実態調査をしても、お答えいただける相手方の事情もございまして、それよりは制度自体を広く周知徹底させていただいて、申請をしやすい環境

をつくっていくということのほうが現実的ではないのかなというふうに考えているところでもありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 あと1点、この制度活用については、中間でも申請はできるのですよね。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 委員ご指摘のとおり、年度途中での申請は全く問題ございません。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。

3項中学校費、1目学校運営費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目学校管理費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3目教育振興費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4項、1目幼稚園費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 5項社会教育費、1目社会教育総務費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目生涯学習推進費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3目公民館運営費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4目文化財保護費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 5目博物館運営費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 6目情報館運営費。

9番、南谷委員。

●南谷委員 9款、5項、6目情報館運営費ですよね。情報館運営費の345ページですか、ここに図書教材購入960万円の計上がございます。ここで、お尋ねをさせていただきます。

平成26年度1,010万円の計画だったのですけれども、マイナス50万円ということですから、ほぼ前年並みの事業展開なのかなというふうに推測させていただいたのですけれども、ここで、お尋ねをさせていただきます。

まず、大体そういうことで、平成27年度については、余り26年度と同じような、差がない事業展開と、こういう図書の購入ということによろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 備品購入の図書購入の関係なのですけれども、中身的には、図書資料購入で39万円の減、それと視聴覚資料購入、DVDだとかCDの関係なのですけれども、11万円の減となって、総じて50万円の減というふうになっておりますが、総体的に、この中でのやりくり、蔵書あるいは視聴覚関係の中でのやりくりとして考えておりますので、それほど大きな変更はないというふうに考えます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 同じような事業をされていると、最近ちょっと情報館から足遠のいているのですけれども、本の種類というのですか、分類というのですか、多くの書籍を購入されておられるのだらうと思うのです。その部分が大きな財源なのだらうと、1,000万円切ったということは残念だなと、ある意味では。今まで1,000万円以上の、トータルで、事業展開をしていたのですけれども、そのことについては。

ただ、本の購入に当たりまして、どのような購入の基準というのですか、町民の要望

に応えて、町民の、より多くの皆さんに来ていただいて、本を利用していただくということに主眼があると思うのです。その場合の基準というのですか、これらについては、平成26年度、27年度に、この辺についても最近余り、ずっと変わっていないのかな、どういふものを基準にして本を、例えばいろいろいると思うのです。それぞれが自分の読みたい本、利用したい本というのはそれぞれが違ふと思うのです。また、情報館を運営するスタッフの皆さんの好き好きもあると思うのです。そういう場合、どのように、毎年毎年、そういうことについて、どのような基準を設けられて、どのような方法で本の購入の仕分けをされているのかを、お伺いをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 私のほうからお答えをいたします。

情報館の資料購入に当たりましては、基本的には、まず、窓口立つ者が、日々の貸し出し業務の中で、どういふ需要があるかというのを、まず基本的には、そこで捉えているというふうに考えます。

その中であって、いかに早く資料をそろえるかという中では、取り次ぎ元との打ち合わせ事項があつて、例えば大手文芸5社、例えば新潮社、集英社、文藝春秋とかございますよね。そういうものから出る、いわゆる大きな書店で平積みされるような本については必ず1冊納入するよふにというふうな契約の中で送本されてまいりまして、その中で改めて選奨するよふな形をとっております。

それともう一つは、町民のリクエスト、お客さんの中で、こういう本入つていますかというふうな問い合わせの中で、その本が購入しても、ほかの利用者にも利用があるよふに見込まれる場合については、リクエストから購入に持つていく。また、リクエストを受けた本について、以後の使用が少ないのではないかと思われる場合については、相互貸借というよふな形で、ほかの図書館から借りるとよふな方法もとっております。

基本的には、そういうよふな2種類の中から、あるいは、それぞれ新刊情報というものがございまして、その新刊情報の中から適切と思われる図書を選定して購入しているよふな状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 私もたまにしか行かないのですけれども、余り変わりばえしない部分もあるのですよね。それぞれ自分の求める本というのは、それぞれの年代によつても違ふし、性別によつても違ふだろうし、だから、自分が満足しないからということにはならないと思うのです。ですけれども、やはりこれだけの財源を投入して、厚岸の情報館というものは、管内でもしっかり頑張つていただいていると私は思うのです。そういう意味では、やはり図書の購入については、最大限、やはり売り物でございますから、売り物ということでは、これだけの本を購入に投資をするわけでございますから、やはり借りる側ばかりでも私はまずいと思うのです。やはりそれなりに、そういう知識のある皆さんが、

スタッフが町民に読ませたい本、それから読みたい本、このずれもあると思うのです。やはりしっかり購入に当たっては、計画というものを、前年と同じと、これでは私はまずいと思うのです。やはりしっかりそういうプランニングというか、一つの基準というものをしっかり検証していただいて、より利用者に魅力のある図書の購入をしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今、委員おっしゃるとおりだというふうに思います。

ただ、書籍というのは、これから1年間出てくる本というのは全く予想がつかないという中では、常に、出てきた本の中で、選奨の目を持って、これが町民にとって必要な本であるか、また、皆さんに受け入れられる本であるかというのを、それぞれ判断していくというのが必要でありますので、その行為については、先ほど言ったとおり、まずは、窓口の貸し出し業務の中でニーズを把握しながら、常に新しいそういう目を持って対処してまいりたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 347ページが一番最後に、情報館整備事業で、改修補修工事費440万円、これは、前にも私、取り上げたのですが、雨漏りというか、そういうものを防止するような事業費なのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 情報館の整備事業なのですが、一つは、LED、情報館の1階部分なのですがすけれども、照明器具をLED化することで370万円、それと、今お話ありました、雨漏り修繕が70万円という形で要望しております。

以前に、この部分については、正面から見て右側のほうをやらせていただいたのですが、その経過を見て、ある程度しみが無いということで、今度は左側、大きな面積になりますので、その部分でちょっと金額が上がっているのですけれども、その部分をやるという計画であります。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、これで雨漏り対策は終わりということなのですか。例えば前に書庫等にも被害があったみたいに聞いているのですけれども、それらは今はおさまっているのですか。

●委員長（佐藤委員） 生涯学習課長。

●生涯学習課長（桂川課長） 基本的に、うちの建築のほうも協力していただいて、何度も、雨降ったときには調査していただいているのですけれども、まず、全体的にやるのなら相当事業費がかさみますので、こういう雨漏りについては、ある程度ピンポイントで、絞った段階で進めようということで、今回の窓枠のやつで止ればいいのですが、とまらなければ、また別なところをやらざるを得ないというような感じで考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、教育長、館長時代から悩みの種であったように伺っておりますけれども、なかなか、この建物自体の構造から、原因を特定するというのが非常に難しい、そういうことだというふうにも前にも説明されておりましたよね。ですから、今回もし効果がなければ、また新たなことを考えなければならないと、もし今回できちっととまらないと、そういうことなのですか。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） この2階のサッシについては、木製サッシなものですから、20年という経過の中で、当然コーキングが劣化しているということが考えられるのです。ですから、雨漏りのこともそうですけれども、今後の補修、保全の意味からも、まず今回は、向かって右側を済ませましたので、まず左側を済ませてというふうには、これは雨漏りも含めてですけれども、決して無駄にはならないというふうに考えております。

ただ、雨漏りの件については、風向きによってもかなり違いが出ていまして、ですから、そこのサッシの部分だけなのか、あるいは違うのところに原因があるのかというのは、なかなかまだ難しいところかなというふうには考えていますけれども、できれば今回の工事でかなりの量を抑えられればいいなというふうには考えております。

●委員長（佐藤委員） 他に、6目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。6項保健体育費、1目保健体育総務費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目社会体育費。
12番、室崎委員。

●室崎委員 ここで、スポーツ障害についてお聞きいたします。厚岸町は、相当前からスポーツの奨励と同時に、スポーツによって体を痛めることのないように適切な指導を行って、予防に十分気をつけるという体制をとって進めているということで、それに対して

は高く評価しておりますが、きょうの朝日新聞に、ちょっと興味のある記事が出ておりました、全日本野球協会、日本整形外科学会などを、全国の小学生を対象にしたアンケートの結果を今月の4日に発表しています。それよりもと、539チームの選手1万228人からアンケートに対する回答をもらって、その結果、そのうちの56.4%という高い率で、投手と捕手の両方を経験した選手が肩、肘、痛みを訴えていたというような結果が出ている。これが一つです。

それから、日本臨床スポーツ医学会では、95年というから1995年に、全力投球数に関しては、小学生では、1日50球以内、1週間では200球を超えないことを提言しているというようなこともあわせて記載されています。

このような情報というのは、厚岸町でスポーツの指導をしている、スポーツ指導員を初めとする人たちや、あるいは学校での現場には伝わるシステムになっているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 今、朝日新聞の状況については、新聞をとっていないものですから、記事的な中身はわかりませんが、例えば野球でいいますと、釧路野球連盟、北海道野球連盟等々がありまして、少年野球を含めまして、そういった指導と申しますか、試合で、例えば小学生は1日1回だけ、7回までと、そういうルールを決めて、徹底していますし、そういう上部組織を通じての通知、監督会議含めての周知がありますけれども、あとは、うちらでいいますと、日本体育協会からのいろいろな文書、通知等々が来ていますし、それらは、体育協会の中で、あるいは少年団の会議の中等々ではやっていますけれども、学校に周知というのは、今のところきちんとやっていますという状況にはなっていないというところでございます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 スポーツ障害の話を、いろいろ指導なさっている方から何うと、ともすると、けがをしたときの手当てだとか、そういうようなことに重きを置いた話が非常に出てくるのです。前に厚岸町で、たしか情報館を使ってかな、スポーツ障害に関しての講演をやっていたときも、その相当多くの時間が、出血をとめるとか、そういう、どちらかという、病院に運び込まれたときの手当てのような部分に多くが割かれていたような印象があるのです。

ただ、町などがスポーツ障害の話を、特に現場に、現場というのは、運動を指導しているとか、あるいは学校ですよね、そういうところに言っていくときには、やはり予防ということが一番の力点にならなければならないと思います。

そういう意味で、例えば今回のこのアンケートは、今月の4日に発表されているそうです。恐らく、私はちょっと余り得手ではないからつかめなかったのだけれども、ネットなどというところには、そういうホームページなんかにはぼんと出ているのではないかと思います。

そういうものを、やはりきちんとそれぞれの指導者、あるいは指導的に立場にある人が全部つかまえていなければならない。そういう体制をつくっていかなければならないと思います。その点では、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） スポーツ障害の講演会の関係もそうなのですが、昨年行いました部分では、岩見沢の教育大学の先生が来ていただいたのですが、そのお話は、全く予防のほうに力点があるお話でありまして、1週間のうち、例えば1日休養日を入れることによって練習効率も上がるのだというふうな話、あるいはスポーツ障害ということに対して、もっと細心の注意を払って、指導者は進めるべきであるというふうなお話をされていました。このことは、道教委の担当のほうも、この件と、もう一つ、学校の先生の指導時間が多くて、どうしても就労時間が減らないというふうな観点からも、部活についてどうなのですかという観点で見ている中でも、いわゆる少年のスポーツに対する考え方は、従前みたいに練習ばかりではいけないよというふうな形の話になっていますので、道教委のほうも、こういうことについては学校のほうに周知するようにというのを何度も来ていますので、今回の部分については、まだ承知しておりませんが、形としては、何らかの形で学校のほうに周知できるというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 今月の4日の発表ですから、今これを知っている、知っていないということを行っているわけではない。一例として出ただけですから、どうかその点は。

それで、全国的に見ると、中学校の体育連盟みたいなものがあちこちにありますよね。そういうところで、非常に先進的なことでは、これ野球に関する記事でしたものですが、野球だけ書いているのですけれども、肘のエコーによる検査、そういう運動をやっている人たちの検査会というものを実施しているところが既に出ているのです。エコーかけると軟骨の離断性骨軟骨炎というのですか、外側の軟骨がはがれて、それで肘がうまくいかなくなるという、これは非常におっかないのだそうですけれども、そういうものが分かるのだそうです。痛みが出てからではもう遅いらしいのです。

そういうようなことを含めて、ちょうどいろいろな病気の早期における健康診断みたいなものですね。そういうようなものまでも入って、踏み込んでいるところもあるのだそうです。今すぐ厚岸町で行えという意味ではありませんけれども、そういうことを含めて、やはり今後検討していかなければならない部分ではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 肘の検査については今初めてお伺いしました。いずれにしても、

いろいろな形で、子供たちの健康というのは守っていくのが私たちの務めですので、道教委等にも情報を確認して、今後どのようなことができるか検討してまいりたいなというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 まず、2点お伺いをさせていただきます。

353ページの光熱水費440万9,000円、前年対比70万円ほどアップになっております。これ電気料ではないかと推察をいたしますけれども、既に昨年から、通常であれば電気料というのは上がっているのではないのかなと思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） これにつきましては電気料でございます。B & G海洋センターの場合は、一般家庭では10月から値上げされていますけれども、大口契約ということで、B & G海洋センターにつきましては4月から値上げというふうになっておりまして、こういう増額というふうになっております。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 そうすると、4月からの契約なので、新年度予算、新料金になると、契約の方法ということで理解すればいい、その分上がると。

355ページに参ります。ここで、上のほうに備品購入費、機械器具購入28万2,000円の計上がございます。伺ったら、これはツーサイクルエンジン、旧B Gよりいただいたツーサイクルのエンジンを、耐用年数なので、新規購入と伺ったのですけれども、この内容についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） これにつきましては、平成6年にB & G財団から譲渡を受けた救助艇でございます。平成6年ですから、20年ほどたちまして、相当やはり劣化となっていておまして、出力もないと。まして、ツーサイクルですから、排気にオイルがまざると。そういった面では、やはりこの海面、漁業、厚岸の漁港において、ふさわしくないだろうということで、この機会にフォーサイクルに更新をしたいという内容でございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 救助艇だと、救助に活用されると。それから、ツーサイクルからフォーサイクルに、これは新規なのですよね、新しいものを買うと。

まず、1点目なのですけれども、漁協のほうでも盛んに湖内の船外機のツーサイクルからフォーサイクルの推進運動をしています。組合のほうも、浜にも推奨している関係上、漁協としても、自分の施設のものは当然フォーサイクルに、海を汚さないという努力をしているのですけれども、浜にも指導の徹底していると。それから、水洗化の奨励もしている。残念ながら、ここまで我慢していたのはいいのですけれども、こういうことは、やはり教育行政にかかわる方々としてはいかがかなと。今まで、片一方では、海をきれいにしましょうとうたっていて、フォーサイクルに転換できなかったというのは、これもひとついかがかなと思います。

それから、私、一番気になったのは、エンジンの馬力数なのです。馬力数を伺っていないのですけれども、新規購入で28万2,000円、非常に小さいのですよね、多分。僕の知っているのでは、昆布船、床潭の船だって今200馬力ですよ、100のエンジン二つついていのです。そういう時代に、単価はわからないのですけれども、28万2,000円、税込みかどうか分からないのですけれども、それで買えるエンジン、たしか僕は、救助艇に使うと伺ったのですけれども、船体の大きさはわからないのです、どのぐらいの。でも、私が思うには、厚岸港の中で、潮の流れ、旧奔渡のフェリーの跡、それからマルハの前といったら、僕の子供のころからの海の潮の流れの速さ、過去にも大橋のつけ根で漁船が、19トンの船が岸壁に着岸するために、なれた船頭さんでも、あそこでは、頭かれれると僕らは言うのですけれども、1隻は入ってしまったんですよ、そのぐらいあそこは速いのです。だるみのときもあるのです。そのぐらい潮の流れの非常に危険なところ。それだけスタッフの皆さん上手なのだなというふうに、指導がいいのだなと敬服していたのですけれども、私も始めてから時々見ることはあるのですけれども、場面によっては、本当に普通では考えられないぐらい潮流の速さというものがある。危険度を伴っているところだと思うのです。

そうしたら、この28万2,000円のエンジンで、ましてフォーサイクルのエンジンをいったら、馬力数はどうかかわらないのですけれども、この辺、非常に危惧したものですから、いかがでしょうか。船体の大きさはどのぐらいなのでしょう、それに対して、馬力数は、28万2,000円の金額で十分、突発性の場合に、例えば台風の日にはそういうことはしないと思うのですけれども、潮の流れ、それから波だってあると思うのです。それに、万が一の場合は、1秒でも早く救助活動をしなければならない。曳航もしなければならない場面もあるかもしれない。十分間に合う能力もあるのかどうか、ちょっと疑念に思ったのです。大丈夫でしょうか。

●委員長（佐藤委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） まず、長年ツーサイクルを使ってきたということに対しては、大変申しわけなく思っているところでございます。

今度購入するフォーサイクルの馬力につきましては9.9馬力でございます。救助艇については、船艇検査表を持ってきておりませんので、長さは正確に言えませんけれども、3メートル程度、3メートル弱かなという記憶でございますけれども、現在も9.9馬力で、2艇ありますけれども、やっております、カヌーの指導、ヨットの指導、それは、救

助艇2艇で囲むようにして、ブイを立てまして、ブイから出ないようにという指導の中でやっております。

確かに潮の流れが速くて、中には、湖内のほうに入りかねておりますけれども、そこは、追いかけていってとめて、また戻すというような関係ですけれども、現状の中では、この9.9馬力のエンジンで十分対応できるというふうに考えておりますし、今までもやってきていると。確かに潮の流れは分かりますけれども、現状では大丈夫だろうと、大丈夫という判断をしております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 町民のさまざまなスポーツへの関与といったものの中で、厚岸町だけで、いろいろなスポーツのための施設整備をして、また、人的にも集めた中で、いろいろなスポーツに携わっていくということは、一つの町だけでは大変だと。やはりどんどんどんどん過疎化とか、人口減というものになったときには、少なくとも管内とか、もう少し大きな中でスポーツクラブなりというものを、もっといろいろ各町に分散させた中で、町民がいろいろなスポーツに携わることができる。そのような体制というものを考えてもらいたいということを以前、私も質問したことがあるのですがけれども、例えばそのような中で、この予算の中にもありますけれども、釧路根室圏の広域スポーツセンターとか、また、前のページにある管内スポーツ推進委員連絡協議会とか、そういうような中では、このような話というものを、管内で今後、スポーツの振興というものをどのように図っていくのかという協議というものはされたことはあるのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 管内、釧路根室圏協議会根室も入ります。その中で、今やっているのは、テニスの変形のスポーツがあるのです、ちょっと名前、ど忘れしたのですがけれども、ミニテニスか何か、ラケットがたしか短いやつで、ネットも低い。そういうのは、釧路根室圏全体で大会をやっているという状況もありますし、あと、うちの場合、テニスコートが、全天候がひび割れ等を起こしております、なかなか使えないという状況もありますけれども、テニス人口が減っている中では、釧路の人たちと一緒にやっていくという状況もあります。

ただ、小学校、中学校でいいますと、まずは、野球も合同チームをつくっておりますけれども、そういった中では、少年団含めて一つのチームという中で、試合等は、根室・釧路交流という状況になっていくのかなというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 今現在やっているものもそうなのですが、ただ、今後、各町が特色のあるような、例えば我が町ではこのスポーツ、夏場の屋外スポーツで、これだというふうにしたときには、施設整備もそれだけをするとか、また違うところでは、今ちょうどカー

リングの世界大会もやっていますけれども、カーリング場をどこかの町でつくるといった中で、少なくともその町民だけではなくて、管内とかの皆さんが行った中でやること
ができる。いろいろなスポーツ、各町に行って、それぞれの自分の体調に合うものとか、
そういうようなものの選択の中、いろいろなスポーツをやれる機会というものをもう少し
少し考えていかなければならないのかなど。そうしなければ、どうしてもそういうものが
集まる、例えば札幌圏とか、釧路市にも結構いろいろな施設はあるのでしょうかけれども、
どうしても都市部への人口集中というものになってしまうというものも考えたときには、
少なくとも町民のスポーツへの欲求、さまざまな欲求に対して、やはり対処といったも
のが一つの町でできないといったときに、もう少し管内、もう少し広い中で、そういう
協議というものをぜひ積極的に進めた中で、そして、各町の特色あるスポーツ振興とい
うものを打ち出していった中で、もう少しスポーツの交流人口をふやすような方策とい
うものも考えていってもらいたいなというふうに思うのですけれども、いかがでしょう
か。

●委員長（佐藤委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 委員の要望といたしますか、ご意思は分かります。何でもか
んでもやりますと、3月で終わりのものですから、何でもかんでもやりますという答弁
をするなという上からの声がかかってきそうですけれども、これらについては、引き継
ぎ事項の中でしっかり、こういう意見もあります。体育振興がどういうふうにつ
ていくのかということを引き継ぎながら、4月以降、新しい体制で協議していき
ようにしていただきたいと言ったらおかしいですけれども、していくような、引き継ぎ
をきちんとしていきたいと思っておりますので、御理解ください。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 355ページの一番末尾に、宮園公園の施設整備事業70万円、次ページに、工事
請負費、簡易水洗にするというお話なのですが、野球場の裏というか、パークゴルフ場
の真ん中のあたりというか、あのあたりにあるトイレのことを指すのだらうと言うふ
うに思うのですけれども、70万円でやる工事というのは相当限られると思うのですけ
れども、あそこの便槽等も含めて、簡易水洗にして耐えられるのかどうなのか、その辺は
どうなのですか。全てを、便器等は簡易水洗に切りかえるのだと思うのですけれど
も、どうなのでしょう。

●委員長（佐藤委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 簡易水洗に変えるのは、大便器用5基だけでございます。
大便器。男子の小便器用はそのまま、現状のままでございます。

26年度も野球場の横のやつを改修しておりますけれども、5月から11月までオープン
したとしても、それほど水量にならないということでは、十分、簡易水洗、今の便槽の

ままで対応できるものというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 それで、便器は洋式なのですか和式なのですか。

●委員長（佐藤委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 両方入っております。両方というのは、男子2基ありますけれども、1基は和式、1基は洋式と。女子は3基ありますけれども、1基和式で、2基洋式でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 最近、ほとんどの家庭がもう洋式を使っている家がほとんどになってきているのです。そういうことを考えると、やはりこういう改修の際には洋式にすべきではないのかなと。

それで、結果的に、行事等があれば込むわけでしょう。そうすると、使いたくても使えないというか、そういう場合も出てくるし、例えば、うちの子供なんかもそうだったのですけれども、自分のうちのトイレを変えると、今、学校で全部水洗になって、きれいなトイレになっているから心配ないのですけれども、我慢してするのはすよね。そうすると、やっぱり体に悪いのです。ですから、そういうことを含めて、やはり公共施設は、今の時代というか、こういう時代ですから、全てを洋式に切りかえていくべきではないのか。

それと、やはり小便器もできれば水洗にして、トイレの環境をよくしていく、そういうことが大事ではないのかなというふうに考えるのですが、いかがですか。

●委員長（佐藤委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 26年度に、先ほど野球場横のトイレを改修したと言いました。今、委員がおっしゃったとおり、私たちも洋式便器だろうという判断で、野球場の横については全て洋式にさせていただきました。ところが、いざ使ってみると、利用者からは不平が出てくる。不満といいますか、苦情が出てくるのです。全部洋式なのかと。というのは、やはりああいっただ公衆便所で、皆さんが座るところに抵抗感がある人もいるということもありまして、それで、便器清掃用のナプキン等を置くこともできませんし、そういった中では、やっぱり和式も必要ではないのかという判断で和式にさせていただいております。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

2番、大野委員。

●大野委員 体育施設のところでちょっとお聞きしたいのですけれども、スケートリンクのことなのですけれども、ことしは特に冬は暖かいし、吹雪が多くて、使用状況とリンクの状態といたらいいのか、また、学校の授業だってそうないと思うのですけれども、その状況をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） スケートリンク場でございますけれども、本年度については2,500人ほどの利用がございます。多くの要因、利用者の要因は、小学校、高知含めてのスケート授業が大きな利用となっております。特に、ことしは12月に雪が降りまして、固めて、ことしはいいリンクができるだろうという展望を持っていたのですけれども、毎年1回の雨が、1月に1回しか降らない雨がことしは3回も降ったと。そのほか、猛吹雪が続いたという状況の中では、何日間か、雨が降ったら3日間、4日間、吹雪のときでも、2日、3日、除雪に時間がかかりますので、休まなければならないと。稼働日数は、まだ資料ありませんけれども、そういった面では、なかなか、こういう温暖化の状況の中では苦勞するなど。後任者に頑張ってもらいたいという思いはありますけれども、いろいろ、釧路沖地震以降、傾斜がついた部分もありますけれども、大分修繕、土を盛って高くなったのですけれども、そういった面では、一定程度水が張れる状況になってきていますし、雪と寒ささえあればいいリンクはできるのではないかなというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 2番、大野委員。

●大野委員 2,500人の利用があったということなので、大半が小学校の授業、今、授業って、一冬の間は何時間といたらいいのですか、2時間続けて、1日2時間程度とかと、そういう時限ってどれぐらいになっているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 各学校の授業は、スクールバスで行きますけれども、大体1時間です。見ていますと、大体4日間の授業が組まれているようでございます。

●委員長（佐藤委員） 2番、大野委員。

●大野委員 余り学校の中分らないのですけれども、今スケートとスキーとかもやっている学校もあるのです。僕、前もそうだったのですけれども、それで、昔は毎日スケートやっていたのですけれども、各学校のグラウンドにスケートリンクをつくってというのが昔のやり方、今はスクールバスでここのスケートリンクを児童生徒を連れてきて授業を行っているという。今後、必ず必要なものだとは思っているのですけれども、今後どのよ

うな方向で維持管理していくのか、ちょっとお聞かせ願いたい。

●委員長（佐藤委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 確かにまだまだ、保育所の小さい子供たち、大人含めて、スケートの人口はおりますので、これは学校の体育授業の関連もありますけれども、スケートリンクは継続してつくっていかねばならない。一定程度整備はできていますし、あとは、先ほど言いました雪と寒さ、できれば毎年毎年1月初旬くらいから2月初旬くらいまではスケートリンクは使えるのではないかというふうに思っております。

以上でございます。

●委員長（佐藤委員） 2番、大野委員。

●大野委員 本当にことしみたいな暖冬というのか、何というかの、このような気象条件の中で管理していくのは大変だとは思いますが、やはりスポーツクラブ等々で釧路へ多分通っている子もいるのでしょうけれども、地元でできるものであれば、きちっとした環境の中で、1人でも有名選手が出てくるような施設になっていただきたいと思うので、今後とも変わらぬ、体育振興課にとっては、作業をする人は大変でしょうけれども、維持管理に努めていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 以前は、学校のグラウンドにそれぞれリンクつくっていたのですが、ことしの場合は真龍小学校が作る予定で、天候のために結局最後までつくれなかったというような状況もありますので、そういう意味では、町内の唯一のスケートリンクということになっていくのではないかなと。そういう意味では、授業数もそれなりの確保は必要ですので、今後についてもスケートリンクについては維持してまいりたいというふうに思っております。

ただ、なかなか今のスポーツ団の求めるリンクというのが、基準が高いようですし、かなり高額なスケートを履いていて、なかなかうちのリンクで滑ると傷むのではないかなというような話も聞くものですから、自然のリンクで、釧路の場合はパイピングリンクですから、そこまでの維持というのはなかなか難しいのかなというふうに思っていますけれども、ただ、根底から支える、幼稚園、保育所、あるいは低学年のスケート学習というのは、最低限度支えていかねばならないというふうに思っていますので、今後ともリンクづくりには努力してまいりたいというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 他に2目ございますか。

5番、中川委員。

●中川委員 今、大野委員が質問したスケートリンクの関係なのですが、今、体育

振興課長も定年されるから、ご苦労さまですと言ってお送りしたいのですけれども、教育長、このリンクは、私、議会初日のときに、冒頭、伝達いただきました、27年の。このスケートリンクができたときからなのです。いまだに大野委員が質問しているかなと思ったら、どうしたのだろうなと思って、黙って座っていようと思ったのですけれども、それで教育長も答弁されました。最初からなのですよ、これ。今の時代ですから、それは釧路のあれはパイプでやっているようだけれども、今のうちのあれは最初からですよ。今の時代に、科学の時代に、まだそんなことなのだろうかと思って、私もちょっと腹立たしくて、今立ったのです。

そして、今、振興課長の話をお聞きすると、雪と寒さでスケートリンクが使えるのではないのでしょうかと、今、大野委員の質問に答弁されているのですけれども、私は腹立って今この質問しているのですけれども、これ管理できないものですか。よく中屋委員も言っていますけれども、最初からですよ、これ。いまだにそんなことになっているのかなと思って、くどいようだけれども、これらの整備というのか、あれはどうなっているのかなと、体育振興課長は替わりますから、それは後任の課長さんがきちっとやればいいのでしょうかけれども、私ちょっと腹立たしくて、今ちょっと質問させていただきました。よろしくお願ひします。

●委員長（佐藤委員） 体育振興課長。

●体育振興課長（木村課長） 確かに釧路市柳町公園のようにパイプを引いて冷凍ガスで冷やせばいいものができると思います。ただ、やはりそれに対して費用、計算はしておりますけれども、相当費用がかかるといったときに、費用対効果の問題もあります。今、スケート人口が減っている中で、厚岸町は、スポーツ少年団も1人しかいないという状況の中で、それだけいものをつくってと言ったらおかしいのですけれども、それだ投資をする費用対効果が出てくるのかという問題もありますし、また、やめるのにこんなことを言ったら怒られますけれども、あそこにはライトがあるのです、電気があるのです。この電気は、冬場の1カ月しかついていないという状況の中では、電気料は食うのですけれども、夏場の有効利用を図れないかという状況の中では、リンクはリンクで使いながらも、ほかに転用できないかということをやっと内部では協議して来ました。例えば全面埋め立てして、人工芝を敷きながらサッカー場、あるいは夏場の野球練習等々、夜間も含めてできないのかといったときに、ここについても相当費用がかかります。サッカー場にする場合については、totoといいまして、サッカーくじの助成がございます。これは、新規造成95%、更新で90%の助成が受けられるといったこともありますので、今後、そういったことも含めて、あそこのスケートリンクではなくて、あの照明灯を利用しながら、どうやったら有効利用が図れるのかという検討はしていかなければならないということも後任にお願いしたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 5番、中川委員。

●中川委員 今、体育振興課長、答弁いただいたのですけれども、スケートをしている子

供たちも減ってきたから云々という言われましたけれども、私はそんな金かけることではないと思うのです。ただ、いつも言われたように、スムーズに、教育長さつき答弁されていましたが、真龍小学校で、それぞれの学校が運動場につくっていましたが、そのためにあそこにつくったのでしょうか、あれ。いつからでしたか、もう20年以上たちますよね。それがいつも冬に、金がどうなのだ、こうなのだと言っているのです。だから私1回目のあれで言ったのですけれども、まだそんなことをやっているのか。パイプを回してつくれとか何かでないのですよね。私の言っている意味分かりませんか。ふだんちゃんと使えるようにしたらいい。いつもこの話出てくるのです、新年度予算の中には。だから、どうなっているのかなと思ってちょっと聞いたのですけれども、今まで聞いたことないですか、体育振興課長、いつも議会で出てきているのです、スケートリンクのあれには。だから、スケート人口もいないのに、金かけてすばらしいものをつくれと私は言っていないのです。いつもそういう話が出てくるものですから、私もちょっと、余計なことですが、質問をさせていただいたのです。

それから、私も今この4月に13人の中に入りましたら、実は要望しようと思っていたのですけれども、そのことを今、体育振興課長がアドバイスでちょっと言ってもらいましたので、これをこれから委員会のほうにお願いしようかなと思っていましたが、スケートリンクの関係、教育長初めてですか、私が聞いているの。毎回、冬になるとスケートリンクがどうのこうのと議員から出ていた記憶ありますけれども、指導課長、聞いていませんでしたか。このスケートリンクは指導課長のあれではないでしょうか、今ちょっとそういうことが気になったものですから質問させていただきました。

●委員長（佐藤委員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 先ほど課長から答弁させていただいた中では、以前から、地震以降傾斜があって、それについては、使用可能な分だけ補整をしております、土を入れて。ですから、今冬の12月にはかなりの雪も降って、順調にできていたのです。例年から見たら早いき上がりも予定してはいたのですけれども、先ほど言ったように、残念ながら雨が降って、3日間ぐらいあれで。ただ、1回つくっていますので、下に土台があって、ある程度修復可能という中では、ことしのリンクについては、例年から見ると僕はうまくつくっていたというふうに思っています。

ただ、いかんせん暖冬ですよね。全体的に見て暖かいのです。昔、1月、2月に雨が降ってなんということは昔なかったですから。それが今こうやって平気で雨降ってきますので、そういう中では、それがまた作り直すのに二、三日かかる。あるいは少し寒気が入ってこないとびしっと直らないというような状況。

それ以降については、吹雪がひどくなっていたころには、もうリンク閉鎖状態でしたから、大きな影響はなかったのですけれども、それにしても除雪も何回か入りました。ただ、その中では、機械もしっかり新しいのを入れてもらっていますので、できる限りのことは、私どもはスケートリンクについてはやれているというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 他にありますか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ進みます。3目温水プール運営費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4目学校給食費。
12番、室崎委員。

- 室崎委員 前に議会でも一度お聞きしたことがあるかと思うのですが、栄養教諭の配置ですか、それで、栄養士の任用替えということをして道は非常に一生懸命言っていますよね。それで、任用替えを行って栄養教諭の配置をしている町が相当あります。むしろ、そうしていないほうが少ないという話でした。

それで、そのことをお聞きしたときに、答弁は、形だけそんなものをつくってもなかなかうまくいかないのだ。要するに栄養教諭が入っていく学校のほうに、そういう体制、意識ができない限り、しかも栄養士に兼任して負担をかけるようなことをやっても、結局給食センターもううまくいかなくなるし、学校のほうにも対した効果がないということになりかねないので、実質的なものをきちんとしてから進めいかないとならないという趣旨のご答弁をなされた。

それで、今回聞いていると、そのあたりが相当に、土台づくりを含めてできてきたように聞こえてくるので、どういうふうに進んできて、どうしようと今これからしているのか、そのあたりの説明をしていただきたい。

- 委員長（佐藤委員） 管理課長。

- 管理課長（高橋課長） 学校給食センターの栄養教諭の部分でございますけれども、委員ご指摘のとおり、道教委の資料によりますと、平成26年度現在で142市町村に栄養教諭が配置をされていて、未配置は13市町村という状況の中で、厚岸町もその13市町村の中に今入っているところでございます。

実は本年度、給食センター、栄養士2名体制で進んでまいりました。この中で、学校を含めた食育への取り組みということで、今年度かなり充実が図られたというふうに認識をしているところでございます。

新年度に向けての体制につきましても、新たに非常勤の栄養士でございますけれども、手当てがつく見込みが今のところでございます。それで、今現在いる道職員の学校栄養職員につきましても、今のところ見込みで、栄養教諭への任用替えということで話が進んでいるところでございます。

また、平成26年度、現在の段階、前年度から学校の担当教諭、窓口を、基本的には養護の教諭であったりという部分の先生と、校長先生を含めて、事前の平成27年度からの食育に関する、学校入って行って、具体的にどういった事業展開を進めていくのかとい

う打ち合わせも、もう既に小学校全校についてはすり合わせを進めてきているところがございます。

そういった中で、新年度からさらに充実した取り組みが図られていくというふうに教育委員会としては認識しております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。そうすると、前におっしゃったことを着々と進めていったということですね。各学校には受け皿としての体制をつくって、そして栄養士が任用替えて栄養教諭という立場も持って、それぞれの学校に入って行って、食育の実を上げていく体制をつくったというふうに理解すればよろしいわけですね。

●委員長（佐藤委員） 指導室長。

●指導室長（滝川室長） 先ほどの中で答弁すればよかったですけれども、その中身、学校教育でどういうふうにするのかということの、今、体制を補足させていただきたいと思います。

学校は、栄養教諭とあわせて指導に入っていくということで、全部で6点、1点目が食の重要性を学ぶ。2点目、望ましい栄養やバランスのとれた食事のとり方を学ぶ。食品の品質、安全性について正しい知識を得る。4点目、食物の生産にかかわる人々に感謝を気持ちを持つ。5点目、食事のマナーを身につける。6点目、厚岸の食材や食文化に興味を持ち、地産地消についての理解を深める。この6点について、小学校1年生から中学校3年生までの9年間の中で、各学年ごとに1時間から複数時間を使いながら食育を行っていくという系統的な構造ができましたので、それについて、今、小学校から順に説明しに行きながら、授業の中で取り入れていくということで進んでおります。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。よろしくお願ひしたいと思います。

それから次に、もう1点お聞きいたしますが、食物アレルギーというものがあります。それは、給食を受けている厚岸町の小学生、中学生の中に、いろいろな種類があるのだらうと思うのですが、万が一それを口にしてしまうと、アナフラキシーショックを起こしたりするような、下手すると命にかかわるようなものまであるようですが、そういうことで、きちんと注意をしているということは、教育行政執行方針にも書かれておりましたけれども、いわば対象となる人は何人ぐらいいるのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 現在のところ小中学校合わせまして、アレルギーの症状を呈しているといえますか、学校生活管理指導表を医師の指示のもとに提出していただい

る児童生徒さんは25名いらっしゃいます。その中で、一般的にエピペンといひましようか、それを処方されているという児童生徒はいらっしゃいません。

●委員長（佐藤委員） 12番。

●室崎委員 委員長、ちよつとこの問題、学校だけに限らないので、対象が広がるけれども勘弁してください。保育所のほうでは、そういうような子供さんはいるのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答え申し上げます。

各保育所につきましては、児童の入所時の祭に保護者の方から個別に、その子の既往症ですとか、アレルギーのある、なし、そういう部分を確認させていただいております。一番重要な部分ですので、これはしっかり確認させていただいて、給食に当たっては細心の注意を払っているという状況でございます。

それで、現在、三つの認可保育所におきましては、5名程度アレルギーを有するお子さんがいらっしゃいます。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 それで、まず、アレルギーに関して1点、学校保健会、そちらのほうからのものを参考にしながらお聞きしているのですが、幼児期にそういうアレルギーと診断されても、その後成長に従って消えていく場合もあるのですね。それから、逆に残る場合もある。それで、成長過程のある時期になったときには、もう一度専門医にかかって、現在どうなのかということ、固定するものではないから、行ったほうがいと。これは、学校から保護者に対して、そういう情報を提供することが非常に大事だというようなことが言われているのですが、そのあたりはどうなっているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） まず、アレルギーに関する基本といひか、始まりの部分については、就学前の就学時健診であるとか、そういう部分の中で、幼児期からのアレルギー体質の申し出をいただひて、そこから医師の診断書を出していただくところから始まります。それで、学年が進級していくごとに状況が変わっているであるとか、変わってないであるとかという部分も継続して申告といひますか、担当の先生なり給食センターと連絡をとりながら、もうこの部分については家の食事の中でも大丈夫になってきたので、改めて指導表を出していただひて、この部分についてはもういいのだとか、また、途中でこの部分が新たに気が出てきたので、この部分も新たにアレルギーの除去食として対応していただひきたいのだとかといひするようなやりとりを毎年毎年重ねていひて、対応していひておりますので、そういう部分の情報交換はきちんとできているのかなといひふう

に認識をしております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。安心しました。

それで、もう一つ、昨年ですか、そういうアレルギーを持っているお子さんが、給食の最初からではなくて、途中で継ぎ足しをしたときに、うっかりみんなと同じものを口にできてしまって、それで大変な事故を起こした例がありますよね。そういうことのないように体制をきちんとつくっているのだらうと思うのですが、そのあたりはどういうふうになっていますか。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 日々の学校給食の配膳、配送につきましては、給食の時間ということで、担任が給食時間にその教室で対応して、学校給食を指導しているという状況の中で進んでおります。

また、おかわりであるとかがあった場合も、その子はその日に、除去食という部分が、情報が共有されておりますので、普通のというのか、除去食以外の給食が口に入らないような目配りを担任と生徒の間できちんとしながらやるように、私どもも指導もしておりますし、学校のほうもきちんとそれをチェックをしてやっていただいているというふうに認識しております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 万が一の間違いが起こらないように、いろいろな対策をつくっていると思うのですが、よく言われるのは、容器を完全に区別するとかというようなことがあるのですが、誰が見ても間違わないような体制にしてあるということですね。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 厚岸の場合は、アレルギー除去食の部分の食缶を別に用意をさせていただいて、そこにテープで除去食の、原因物質というのですか、卵とか乳だとか、そういうものを書いたラベルを張って区別をしているというような対応をとらせていただいております。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 保育所ではどうでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答え申し上げます。

保育所につきましては、先生に対する児童の数が少なく、目が届きやすいという部分もありますし、必ず担任の先生が確認をして、給食のときにはやっている。当然、アレルギーのある方については違うものを出しますので、逐一確認をして出しているという状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 12番。

●室崎委員 容器や、あるいはその前の供給などで、誰が見てもわかるというような区別はしてありますか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 見ればわかるような形で、この子はアレルギーを持っているので、このものに変えますという形で対応しております。

●委員長（佐藤委員） 12番。

●室崎委員 それで、先ほどから管理指導表の話が出ておりましたが、これについては、そうすると、管理指導表というものを使って、学校と、それから保護者と医師とがきちんと連絡のとれる体制ができているというふうに理解してよろしいわけですね。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 管理指導表につきましては、全員が提出する必要はないわけにありますけれども、親御さんが、うちの子はこういうアレルギーを持っているから、医師のほうに行っていただいて、それを出していただくのですけれども、その部分については、もちろん保護者、それから給食センター、それから学校、当然医師も、受診された病院でございますので、その部分については情報を共有しながら対応していくというふうな形で進ませていただいているというふうに認識しております。

●委員長（佐藤委員） 12番。

●室崎委員 ちょっとお聞きしたときに、確認したいのですが、アレルギー性疾患があつて、場合によつたらアレルギー性のショックを起こすようなこともあるかもしれない、そういうお子さんに関して、管理指導表は必ず出るものではないのですか。それとも、そういう場合には必ず管理指導表を出していただいて、お医者さんのほうで文書費がかかるかもしれないのだけれども、それにしてそれを出していただいて、そこできちんとした対応を、全員、健康被害のおそれのある子供さんにはきちんとつくっているという

のではないのですか。今、義務ではないけれどもというようなおっしゃり方をしたので、ちょっとそのところが分からなかった。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 先ほどのご答弁の中で、全員がではないというお答えをさせていただきましたけれども、日本学校保健会という組織の学校保健という冊子の中で、食物アレルギーがあると親御さんが、気があるというふうに見ている、幼児期から育ててきた中で、この子は乳性アレルギーがあるだとか、そばアレルギーがあるだとか、そういう気がある場合には、その場合について、管理指導表を専門医に、専門機関で受診をして、この子は特別な配慮が必要であろうといった場合に、医師の判断に基づいて、管理指導表を提出するということでもありますので、ふだんから家でいろいろなものを食べていて、別にアレルギーが、そのときそのとき、入学する前の段階で、特段アレルギーがないというふうに親御さんが判断した場合には、指導表の提出はされないということがあるというような意味でお答えをさせていただきました。

●委員長（佐藤委員） 12番。

●室崎委員 要するにアレルギーのあると思われる方に関して、アレルギーでも必ずできるわけではないですよ。だけれども、危険性のあるというか、そういう方が今25人ですか、学校のほうで把握している子供さんがいらっしゃるでしょう。それは管理指導表が出ている人ということですよ。それ以外の方については把握しようがないですよ。そういうことですね。（「はい」の声あり）

それで、この管理指導表のようなものというのは、保育所ではどうなっているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 保育所におきましては、管理指導表という様式は使っておりません。先ほど言った、児童の面談等をしたときに、調査票の中で、そういう食物の部分についても、そこで調査をして、調査をしたものを載せているという内容になってございます。

●委員長（佐藤委員） 12番。

●室崎委員 その部分なのですが、そうすると、保護者と保育所の担当者との面談ということになります。その連絡があるということは分かりましたが、医師が入った体制にはなっていないですね。その点は一考を要するのではないのでしょうか、いかがでしょう。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答え申し上げます。

確かに保護者の方は、その子について、こういうアレルギーを持っているということで、保護者の方が把握をして、保育所のほうにそういう報告をいただいて、それを記録しているという内容でございますけれども、おっしゃったように、直接医師がかかわってという部分ではございませんので、そういう部分については改善の余地があるかなというふうに思っています。（「あるかなだけでは……」の声あり）改善の余地がありますので、そのように改善をしていきたいというふうに考えます。

●委員長（佐藤委員） 12番。

●室崎委員 食物アレルギーのある人が、そういうものを体に入れたら必ずそうなるというのではもちろんないのですけれども、非常に強い場合に、アナフラキシーショックと言われる、蜂に刺されたときもこういうような症状を起こすみたいですね。呼吸困難症状を起こしたり、血圧の急激な低下を起こしたり、ぜんそく様症状を起こしたりすると。これ命にもかかわる。そのときにアドレナリンですか、商品名でいうとエピペンというのですが、それを速やかに打つと非常に回復が図られる可能性が強いというふうに言われていまして、先ほどの話では、厚岸ではまだ使った例はないような言い方をしていますが、アレルギーの人が携行したり、打てるような体制をつくっておかなければならないということが言われていますよね。これについては、町ではどのような体制を持っていますか。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） ご指摘の部分でございますけれども、残念ながら今、厚岸町の小中学校でエピペンに関する教員の対応研修であるとか、そういう部分を行ってはいない状況でございます。

平成26年度、全道レベルでそういった研修が札幌のほうで開催されましたけれども、そちらのほうには厚岸町の先生方は出席はできなかつたのですけれども、今般、文科省のほうから、全国の小中学校に、そういったアレルギーに関する研修の指標といいますか、指導表といいますか、そういうものが配布されました。そのものと一緒にエピペンのキット、それが配布されました。本当に実物大のもので刺して、行為を体感できると。針は出てきませんが、それを実際やってみると、キットであってもすごい、ためらうというのですか、そういうような代物で、これはすごい実用性のある研修教材のかなというふうに認識はしておりますが、いずれにしても、今までのところはそういう体制が組めていなかった部分は確かにございます。27年度に向けては、そういった教材をフルに活用して、町内の教職員の研修の中で、ぜひ実際にやっていただいて、実際の状況に遭遇したときの対応に役立てていけるのではないかなというふうに考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） まだ続きます。12番。

●室崎 委員 今、積極的に進めるというお話でしたので、いろいろ問題、ここのところでもあるのだけれども、それはやめますが。ぜひ進めていただきたい。

それと、一言、特に強く申し上げるけれども、これ医療行為だから、下手にそういうことをやるというと、逆に医療法違反だとか、そういう問題を起こすのではないかという声の一部があって、そのために、エピペンの使用を学校でためらうという事態があったわけですね。そのようなものではないということを、これはきちんと意識を皆さんが持っていて、それで進めるような体制をつくっていただきたいと、これ切に願います。保育所も同様です。もし答弁がありましたら言ってください。

●委員長（佐藤委員） 管理課長。

●管理課長（高橋課長） 先ほどもお答えをいたしました。昨年の日本学校保健会の研修の中での説明の中でも、アドレナリン注射の部分については、教職員がエピペンを注射するという行為は医師法違反には当たらないという説明をされているということの中で進ませていただきたいというふうに考えておりますので、そういった部分でご理解をいただければというふうに思います。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答え申し上げます。

保育所のほうでも、今、管理課長が話したとおりで、医師法の違反にはならないという、これは、保育所におけるアレルギー対応のガイドラインという部分の中でも、そういうふうに明確に記載されておりますので、また、保育所においてもエピペン、場合によっては必要だという部分で、保育所の中でも話し合いはされております。そういう意味では、もしエピペン、保護者の方から預かった場合については、全部の職員がそれに対して対応できるような体制をとるといような形で考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時といたします。

午後0時04分休憩

午後1時00分再開

●委員長（佐藤委員） 再開いたします。

他に、4目ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ進みます。362ページ、11款、1項公債費、1目元金。9番南谷委員。

- 南谷委員 11款、1項元金でお尋ねをさせていただきます。

ここに9億214万7,000円の計上がなされております。昨年、平成26年度の当初予算は9億4,821万円、これよりも大幅な減額、4,606万3,000円の減額計上。そして、その下の利息のほうなのですけれども、利息も前年比1,864万円くらいの減額ということで、元利とも大幅な減額をしております。元利合計で6,400万円の減額計上となっております。

その分、財源として、やりくりに余裕ができたのかなというふうに感じているところでございますが、地方債の残高、377ページのほうに記載がございます。平成25年度末、106億2,600万円、そして平成25年度末残高が、本会計の期首になるわけでございますが、104億3,900万円、25年と26年比較して、およそ1億8,700万円借り入れ減になった。

さらには、平成27年度の動きでございます。本計画の動きの中では、本計画書の中では、起債に5億2,200万円、そして償還が9億200万円ということで、トータルで3億8,000万円の借り入れの減少になるというふうに理解をさせていただきました。

平成27年度末の地方債の残高は、ここに記載がありますけれども、100億6,000万円の残高になるということでございますが、これを今、2月末の厚岸町の人口1万151人でございますから、これを割り返しますと、町民1人当たりの借入金は99万1,069円、町報に厚岸町の財政ということで、毎年決算時期になると、厚岸町の懐ということであるのですけれども、何十年ぶりに、町民1人当たりの借入金が100万円を切った計画でございます。そういう意味では、本計画に当たって、公債費の減額に努められたということで、私なりに、本計画が無事達成していただければなという思いが非常に強いわけでございますが、本年度の計画の遂行に当たりまして、達成に向けての懸念材料、課題等はどうなのかなと危惧するわけでございますが、本計画を立てておられますけれども、その辺の課題等もあると思うのです。いろいろ、国の状況なり、税収の問題もあったり、財源的にどうなのかといういろいろな課題があると思うのですけれども、税財政課としてはどのように捉えておられるのか、まずお聞きいたします。

- 委員長（佐藤委員） 税財政課長。

- 税財政課長（小島課長） 377ページに地方債に関する調書を、ご質問者は、表示させの数字でご質問していただいております。

現在の当初予算のベースでは、平成27年度末現在高見込み額は、確かに100億6,000万円という現在の見込みであります。これはまだ予算ベースでありますので、今後、そういった財政運営上の課題はないのかというご質問でありますけれども、起債の発行額がふえる要素としては一つございます。

それは、次に追加補正で上程いたします、繰り越し分の執行が27年度に入ってまいり

ますので、その分が若干発行額が上積みになるという。それと、例年3月補正で上程させていただいております過疎ソフト、この分の配分額が幾らになるかと、ゼロにはならないと思えますけれども、その分が積み上がるというふうに考えます。そのままでしたら起債の末残高はふえてしまいます、今のところ。

それで、今考えておりますのは、繰上償還を、財政状況を見た上の判断でございますけれども、繰上償還を27年度においても実行できればという思いはあります。その対象になる起債もある程度は考えております。

1本は、前にもご質問者からの質問でお答えしておりますけれども、過去に発行した退職手当債というのが、財政状況が厳しいときに、職員が大量に勧奨退職に応じていただいた方々に対する退職金を一時的にどんとお支払いするために、退手組合に超過の負担金を払ったときがあります。そのときの起債の残高がまだ残っております。これが約5,000万円弱ぐらいだと思いますけれども、まだございます。

それと、もし可能であれば、考えているのは、臨時財政対策債です。これは、あくまでも発行した額の償還額の100%は、普通交付税の基準財政需要額に算入していただいておりますけれども、これは、あくまでも発行額をベースにして、国が理論償還でもって算入するという形になっています。ですから、これは交付税の代替措置でありますから、発行するというのが前提であります。

ただ、それを、今年度に余裕があれば繰上償還していただいても、交付税措置は変わらないという制度になっていますので、これがもし可能であれば、財源的に可能ということと、それと、償還を認めていただければということです。それがあれば、そこは少し抑制する意味で、検討の俎上に、内部的には考えているというところでございます。ですから、それがあれば、仮に過疎ソフトの発行が1億円程度であれば、繰上償還との関係で、同じぐらいの見込み額には持っていけるかもしれないと思っています。

ただ、26年度末との額を見ていただければ、かなり大幅な抑制には、今の段階になっていますから、財政状況によっては、少し見込み額がふえたとしても、減額の流れは変えていきたくないというふうに思っています。これは、大型事業があれば別ですけれども、大型事業は、27年度にはまだ計上されておられませんので、そういった年は、起債の抑制のほうに持っていきたいというふうに考えているところでございます。大型事業があれば、一時的にはどうしても起債の残高というのはふえてしまいますので、そのためにも、こういった年はある程度抑制のほうにおいて準備をしたいという考えでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 分かりました。そうすると、まだ決算時期でないですから、多少は変動はあると。今言う、先ほど私が押さえた数字よりも、今の時点では、やりくりしてとんとんぐらいの数字になるのかというふうに理解をさせていただいたのですけれども、その上でお聞きをさせていただきます。

非常に私も健全財政ということを求めてまいりました。第5、後期総合計画の中でも、非常に大きな減額というものに取り組んで、非常に私も、大丈夫なのかなと、こんなに

大きい数字を、減額を示してもということ危惧していたのですけれども、今のお話を聞いて、ある程度理解をいたしましたし、27年度以降についても、そういうスタンスで、まずは進められると。大きな建物以外は、そういうことで理解してよろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） 総合計画の数値目標の中に、将来負担比率目標と、それから公債費負担比率の目標を掲げさせていただいております。その前提として、我々が試算したのは、前期までの3カ年実施計画の中において明示させていただいております起債の発行額を、最終年度の、当時は28年度でしたので、28年度の起債の数値が、そのまま発行したならばと、同じぐらいのペースです、その場合の試算をまず基礎として、その間に大型事業が1件ぐらい、もしかしたら入るかもわからない。そういった試算をベースにして確認させていただいております。

目標をしゃにむに達成しようとする、どこかにハレーションが起きるかもしれません。いわゆる起債の残高が減らすだけが財政運営ではないと思います。町民サービスのために必要な投資というの、当然これから出てくる可能性もあるわけですから、それと、国から交付される普通交付税の額、実はこれが比率にも影響する部分でもございます。ですから、そういったことを見きわめながら、随時柔軟な財政運営をしていきたい。その中で、できるだけ目標に達成していけるように努めてまいりたいというふう考えているところでございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 基本的な考え方については理解をさせていただきました。

近隣の中では、まずまずという私も理解をしているのですけれども、全国の自治体のレベルで申しますと、決して厚岸町は、北海道の中でも健全財政とは私は言えないと思うのですよ。全国の自治体の平均人口からいったって、それから将来の人口比率の状況から見ても、今の財政、将来負担比率というのは非常に重いというふうに私は判断をしております。

しかしながら、一方、町民の中には、もっと基金の残高もそれなりに、ある程度落ちついてきた。住民サービスの関係でいかがだろうと、こういう声もあります、現実。もっと住民サービスに努めるべきではないのかと。非常に、片一方でお金をしっかりと、借金を返せば、私の質問も矛盾しているように思うのですけれども、今、税財政課長も言われました。非常にデリケートな部分があるのです。その辺のバランスについて、もう少し住民サービスも当然しっかりとやってかなければ、住民は満足していただけない。福祉の関係についても、十分、税財政課としては、住民のサービスに向けてしっかりと目を向けていかなければならないと思います。

そういう意味で、片一方で、サービスせよ、片一方で、財政健全化に務めろというのは、矛盾しているように思うかもしれませんが、やはり厚岸町のこれからの将来

の方向性としては、将来負担比率は、やはりこのままの残高で推移すると、やはり人口が減になっていく、少子化の中では、大きな負担になって、今はまあまあでしょうけれども、これは間違いない事実だと私は思いますし、かといって、他の自治体に負けないくらい住民サービスにも努めなければならない。その辺、非常にバランス、アンバランスの話しているのですけれども、いかがでしょうか、どのように捉えておられますか。

●委員長（佐藤委員） 税財政課長。

●税財政課長（小島課長） ご質問者おっしゃられるように、厚岸町の財政状況は、決して楽観視できるような状況ではございません。国の健全化判断比率の中で、実質公債比率、いわゆる当該年度に払った公債費の割合がどのくらい多いかということですのでけれども、これは、平成25年度の決算において、全道の179市町村の中で54番目に多い数字出あります。それから、将来負担比率でございますけれども、これにつきましては、20番目に悪い数字ということになります。ここを、全道平均よりも両方とも悪いわけです。持っと視野を広げて、全国平均にしますと、全道平均は全国平均よりもかなり悪い数字でございます。ですから、このあたりを尺度として、借金の多さをやっぱり軽くしていくということは、財政運営にとっては大事な要素であるというふうに考えています。

借金も多いのですが、一方で、基金等の残高もある程度たまったのではないかという見方もあると思いますが、ここは、借金の多さを、基金等の額でもって、ある意味ではバランスとれているのかなというふうに思います。これが基金が何もない状況で、借金だけが悪い状況であると、非常にバランスを欠くのかなというふうに思っておりますので、そのあたりは、今はちょうどいい状況をキープしつつ、そして、町民サービスにどのくらい、集めた税金等を振り向けていけるのかということをおある程度考えられる状況にはなっているのだと思います。

町民サービスも多岐多様にわたっております。そういった中で、いかに財政運営を持続、安定的な厚岸町の維持・増進のために果たしていくかという視点を忘れずに、今後も財政運営に当たっていきたいというふうに考えているところであります。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2目利子。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 12款、1項、1目給与費。ございませんか。
10番、谷口委員。

●谷口委員 給与費の関係でちょっとお伺いしたいのですが、後のほうの資料に明細書が

添付されているのですが、級別職員数というのはここに示されております。それで、ちょっと知りたいのは、年齢別に、一般会計以外も含めて、年齢構成がどうなっているのか、10歳単位ぐらいで分かりますか。そう簡単なものではないですか。級別だけだったら、年齢構成が今どうなっているのかというのが分からないのですよね。

- 委員長（佐藤委員） 休憩します。

午後 1 時18分休憩

午後 1 時31分再開

- 委員長（谷口委員） 再開いたします。
総務課長。

- 総務課長（會田課長） 済みません。お時間をとらせました。

一般給料表と医療職給料表に分かれていますので、それぞれの中でお答えを（「医療のほうはいい」の声あり。）医療のほうはいいですか。ただし、一般給料表にも、医療職給料表に当たるのですが、年齢の高い方、切りかえたときに、一般給料表のほうで支給をしている方もいますので、それを含めてのお話をさせていただきます。あと、10代が2名しかおりませんので、20代のほうに含めてお答えをいたします。

1級の20代が29人、2級の30代が7人、順番が逆になりますけれども、2級の20代が10人、次が3級の30代が25人、40代が14人、4級の、既に60歳になられている方もいますので、60代、50代ということになります。4級が40人、4級の40代が44人、4級の30代が3人、5級の40代、13人、5級の50代、22人、あとは、6級につきましては、全て50代と。60歳になられた方もいますが、50代ということで、18人。

一応、区分につきましては、6級が課長級、5級が課長補佐級、それと4級が係長、主査、それと3級が主任、あと、2級、1級につきましては主事ということの区分になっております。

- 委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

- 谷口委員 371ページの級別職員数を見て、バランスというか、これが非常に今後どうなっていくのかなというふうに思ったものですから、今、年代別も含めて伺ったのですけれども、結果的には、やっぱり年齢が40代前後というか、ここは相当いるけれども、その前後というか、若い人たちの部分が非常に薄いなというふうに思うのです。そういう点では、今後の職員をどう育て上げていくのかということが非常に大事になってくるのかなというふうに思うのですけれども、今回の総合計画なんかを見ますと、研修の参加をふやそうというようなこともここに出ているのですけれども、そういうものも含めて、今後、若干厳しい時期があったものですから、職員の採用等を控えたという時期があったと思うのです。そういうあたりで、今後どうこれを上手に今後につないでいくのかと

いうあたりを伺いたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 町としては、今、委員ご指摘のとおり、一番今薄い年齢層のところ、実をいうと40から31のところが一番職員層の薄いところでございます。これは、委員おっしゃられたとおり、一時期、財政運営基本方針の中で、退職者のゼロという年は厚岸町はありませんでしたけれども、基本的には3分の1から10分の3ということで職員採用を行ったはずみと申しますか、それが出ているのかなというふうに思っております。

その後、ある程度財政運営が固定した中では、ここ数年間、特にこの5年間につきましては、職員採用を管内に比べて積極的に行ってきたておきまして、20代のところは今、充実をしている状況ですし、また、30代の前半につきましても充実をしているところがありますが、今、今後、一方では、これから55歳を超える年齢の職員の大量退職というのも年度によっては出てまいります。とすると、当然繰り上がりで係長職、課長補佐職、課長職を補充していかなければならないということになりますけれども、特に今、危惧されているのが、係長職の、今、冒頭で申し上げたとおり、40代、30代を超えた40歳までのところが一番薄いということですから、係長職への昇任というところが一番今難しい状況になっております。

これは、いずれにしても、係長がいないということにはなりませんので、積極的な形で、町としては、この年齢層も含めて、研修または職場内でのお互いの、仕事を教えたり何なりの伝承をしていくという形で進めていかなければならないと。ここは特に力を入れていかなければならないところだというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 10番。

●谷口委員 今、課長から説明いただいたのですが、やはり役場の仕事というのは、途切れることのない仕事です。そして、その時々でまた違う課題も出てくるということを考えると、やはり幹部職員にどう育て上げるのかということが非常に重要になってくるのではないのかなというふうに思うのです。そのあたりでは、やはり若い方の教育もきちっと進めなければならぬけれども、やはり中堅の人たちを幹部に登用していくということを、きちんと研修等を進めてやっていただかなければ、非常に級別のあれを見ただけでも、ちょっとこれでは、真ん中がたくさんいて、上と下がちょっと足りないなというように思うし、今、課長の説明では、若い人たちは、順調に今採用がされていっているということなので、これはこれとしてきちっと進めながら、やはり中堅の人たちが、育ったけれども、今度一気にやめるというのでは、これもまた大変な事態になるので、そのあたりのバランスをやはり考えていただきたいなというふうに考えるのですが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 委員冒頭でおっしゃられたとおり、役場の組織というものは途切れることはありません。将来を見据えた中での職員の育成、または組織体制というものをしっかりと今後も維持をしまいたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 他に、1目ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。13款、1項、1目予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 368ページから372ページまでは、給与費明細書であります。ございませんか。

6番、堀委員。

●堀委員 委員長、申しわけありません。本当にありがとうございます。資料要求をしていた、臨時職員の任用状況にということで、ここで利用させていただきまして、質問させていただきます。申しわけありません。

資料をいただきました。所属名の次に任用形態という部分があって、第1種、第2種というふうに分かれていますのでけれども、第1種で85人、一般職員が178人といった中では、そうすると、役場組織の中の約3分の1ぐらいが臨時職員で占められているのかなというふうにも、数の多さにも驚いたのですけれども、ただ、第1種というのが、私のほうで説明すると、正規職員と同じ雇用時間という、就労時間が正規職員の同じで、第2種というのは、それ以外の者ということで、通常は、正職員よりも長い時間の雇用というのではないはずですから、であれば、正職員よりも短い時間とすると、一般でいうところのパートタイム労働者と同じような取り扱いになるのかなというふうに理解できるのですけれども。

資料をいただいて安心したことというのが、少なくとも第1種の中でも、必要な人たちに対しては加給金というものもきちんと支給されているなどといった点では、少なくとも町としてもいろいろと考えてくれているのだなということで安心はしたのですけれども。

資料で聞きたいのは、その隣です。有給休暇の付与日数だったのですけれども、第1種と第2種を分けて聞きたいのですけれども、第1種での付与日数、資料の中には、期間通算とか、そういうようなものを私は要求していなかったもので、ちょっと分からないのであれなのですけれども、付与日数的には、これは適正な付与ということでよろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 私どもとしては、適正というふうに捉えております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 わかりました。

問題になるのが、その隣、有給休暇の取得日数のほうだと思うのですよね。実際に見ていただければ分かると思うのですが、ほとんど人が満度にとられるということがないという状態なのです。満度にとられている方は10人くらい、85人のうちの10人くらいしか、満度にとられていないというような状況の中なのです。これは、どうなのでしょう、各所属する部署において、休暇の付与、または取得というものをやる時に、どのような説明というものが、それぞれの臨時職員に対して行われているのか。そしてまた、休暇の取得といったものに対して、どのような働きかけをしているのかという部分では、わかるのでしょうか、教えてください。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 全体的な一般論としてお答えをさせていただきますけれども、まず、年次有給休暇というのは、説明するまでもなく、労働者の心身の疲労回復、それと、ゆとりある生活の実現に資するためというような大きな目的がございます。

これは、今、委員おっしゃられたとおり、満度にとられている臨時職員の方というのは、比率からいくとかなり少ない。これは、臨時職員だけではなくて、正規の職員ですとか、嘱託職員も含めて、これは、議会の中でも一度、休暇の取得状況というのはお示しさせていただきましたけれども、かなり、特に正職員については低い状況であります。

休暇の付与日数につきましては、任用の際にお伝えは、それぞれの職部において行っております。ただし、積極的な休暇の取得というような呼びかけについては行っていない状況であります。何日ありますということはお伝えしていますし、どういうときに休暇をとるのかというところは、それは付与された個々人の中で休暇を取得していくということになりますので、そこまでの説明は行っておりませんが、どうしても、そこで所属している一般職の休暇の状況にも比例してくるのかなというふうに思います。やはり所属によっては、また、個人によっては休暇を満度にとられている方もおりますし、また、比率からいくと、休暇を割ときちんと多くとっている職部もありますので、そこに使われている中で、任用されている中で、それら正職員の状況も見ながら、休暇の取得を遠慮している人もいるでしょうし、また逆に、その所属によっては、こういったときには休暇をとってくださいと言っているところもあると思います。この辺については、統一的なものは特に持っていないというような状況であります。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 通常6カ月雇用といった中で、最長で6カ月の雇用の中では5日間の付与がさ

れる。そして、1回に限り更新ということで、1年となると10日という休暇になるのですけれども、最初に、6カ月で雇用したときに、あなたには5日間あります。更新したときに、あなたには、今度10日になりますというような説明がきちんとされているのかなというものもあると思いますし、一般職員の場合は、休暇処理簿なりというもので、休暇の残日数や何かも、それらで確認することはできるでしょうけれども、臨時職員については、休暇の取得といったものでは、何かしら、そのような処理簿的なものというはされているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） それぞれの所属ごとに休暇簿がありますので、そこに臨時職員の休暇簿も後ろについて、それぞれ所属内で決裁をして、休暇の取得を認めているというような状況です。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、期間延長があったときとか、休暇の付与日数も増えたときには、きちんとそれが修正されているということで理解していいのかなというふうに思うのですけれども、厚生労働省は、少なくとも5日間は、個人の事由というか、突発的な事故等を除き、個人の事由によって取得することができる休暇として5日間は、最低でも残した中で、残りのほうは、定期的な休暇の取得というものを今、推奨しておりますよね。といったものを考えていったときには、少なくとも、やはり厚岸町においても、臨時職員に対しては、そのような取得の働きかけをまずすべきでしょうし、ただ、民間の場合だと、今度、休暇の残日数に対して精算ということが生じることができると思うのですけれども、厚岸町の場合は、恐らく地公法の場合はできないというふうに思いますので、最終的に残った5日間なり4日間といったものが、きちんと最後に整理されて、取得されるようになってもらわなければならない。

何でそういうふうにするかという、やはり臨時職員というのは、一番労働者権利の中で低い部門にいるというふうに私は思います。民間のパートタイムや臨時職員というのは、労働基準法の改正などもあったりして、有期の雇用契約から5年間働き続ければ無期の雇用契約に変えることができるとか、今般、4月1日からパートタイム労働法も変わった中では、そういった中での労働者権利というものが徐々に改善されてきている中において、地公法で定められている臨時職員だけは、いまだに地公法の改正というものがないといった中で、労働基準法の適用を受けないのだという行政側の強権の中で、なかなか身分というものが上がっていかない。結果的に、臨時職員というのが、労働条件としては一番下になってしまっているというふうに私は危惧しているわけなのです。

臨時職員というのが、6カ月、そして1回の延長で1年間働けたとしても、その次の再雇用というものが保障されているわけではないといった中では、この与えられている、付与されている有給休暇、これはせめてもの労働者の権利なのです。少なくともそのくらいは、やはり臨時職員に対して付与させるべきものとして、各所属においても捉まえ

ていただかなければいけないと思いますし、そのような社会の情勢というものをつくっていかねば、今後はいけないと思うのですけれども。

その点、休暇の取得といった点では、今後、各課に対してしっかりと指導していただけるというふうに期待してよろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 実は昨年も総務省のほうから、臨時非常勤職員または、厚岸町では行っておりませんが、任期つき職員の任用等についての通知が出されております。その中では、労働基準法上の休暇の取得、休暇の付与、これらについても、その通知の中でいろいろと指導がされております。町としては、少なくともこれに合致したものはなっているというふうに自負しておりますけれども、取得の積極的な呼びかけにつきましては、それぞれの所属の勤務状況にもよるかと思っておりますので、その辺の状況を見きわめながら、また、これは臨時職員だけではなくて、正職員、嘱託職員も含めて、もう少し緩やかな形で休暇の取得について、積極的にとれるような状況をつくってまいりたいというふうに思っています。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 わかりました。

次に、2種のほうに行かせてもらいます。それで、先ほども聞いたのですけれども、休暇の付与状況というか、休暇の付与が全てゼロ日数になっているのですけれども、これは適正なものなのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） これが、日数にもよるのですけれども、年間の、パートであっても、最低でいくと、年間で、1週間当たり、まず1日、または1年間当たりの所定勤務日の48日以上73日、これが最低ラインの中で、1日の年次有給休暇を付与しなければならない。基準は、その日数に応じて、だんだんと付与日数というのは上がってくるのですけれども、これを、労働基準法の改正によって、こういったパートタイムの人たちにも年次有給休暇の付与というものができるようになりましたので、町としては、4月1日から、労働基準法に基づいた形で休暇の付与を行ってまいりたいというふうに考えております。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、26年度は、まだ付与する義務的なものがなかったというふうに、うちの中でゼロ日であっても問題はないというふうに理解させていただきました。

ただ、2種の中には、例えば保育業務を行っている、例えば臨時保育士さんだと思う

のですけれども、この方々には、休日勤務なるものがある中において、休日にも働かせていながら、休暇というものが付与されていないとかというように見受けられるのです。ほかにもいろいろとあるのですけれども。

例えば臨時保育士さんとか、今、3歳児保育とか2歳児保育とかといったときに、結構施設での保育の規模というものの、容量というものがいっぱいになってしまって、途中で入りたいといっても、保健福祉課のほうで臨時保育士さんを募集してもなかなか来ないとか、そういうような状況というのが、今年度の予算の審議の中でも話として出てきたと思うのですけれども、このような方々の、少なくとも待遇というものを改善するというのも、人員確保としては、やはり考えていかなければならない一つだとは思いますが、27年度から法律が変わって、きちんとこれらの人方にも付与されるということで、今、規則改正もするという話ですので安心したのですけれども、きちんとこういう人方にも付与して、そしてまた、なおかつ取得するという。それらも先ほどの第1種の方々と同じように、やはりきちんとしていただきたい。

何せ厚岸町の3分の1は臨時職員で働いていただいている方、逆に言ってしまうと、3分の1の人方が、労働環境が悪いからと働きに来なくなれば、事務停滞というものはかり知れないわけですから、少なくともそういうものを考えていったときは、本当は全員を有期の雇用契約から無期に雇用契約に切りかえられれば、それはいいのでしょうけれども、それは前にも副町長のほうから答弁で、財政的にも大変厳しいといった中でのものもあるのだという答弁がありますので、そこまでは求めませんけれども、少なくとも労働者の権利として与えられるもの、弱い立場の人だからこそ、やはりきちんと組織として守ってほしいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

●委員長（佐藤委員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 先ほど言った2種の方々への休暇の付与の中で一番難しいのが、パートタイムとはいっても、いつ勤務されるかわからない。当初から月曜日、火曜日、金曜日だとかというふうに決まっていればいいのでしょうけれども、いつ、誰かが休んだときにパートとして呼ばれるといった臨時職員の方もおりますので、その辺の判断基準については難しいのですけれども、今回、4月1日からの新法に当たって、その辺もきちんと勘案しながら、それぞれの付与日数について検討し、正規の形で年次有給休暇を付与し、また、その取得もきちんとした形で説明をさせていただきたいというふうに思っております。

●委員長（佐藤委員） 他に、給与費明細書ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳出を終わります。

次に、1ページの第2条、債務負担行為につきましては、6ページの第2表と373ページから376ページの債務負担行為に関する調書でございます。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 次に、1ページの第3条、地方債につきましては、7ページの第3表と377ページの地方債に関する調書となります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 次に、1ページの第4条、一時借入金でございます。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 以上で、質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
休憩します。

午後2時01分休憩

午後2時01分再開

- 委員長（佐藤委員） 再開いたします。
議案第5号 平成27年度厚岸町国民健康保険特別会計予算を議題とし、審査を進めてまいります。
8ページ、第1条の歳入歳出予算について、378ページ、事項別明細書、380ページ、歳入から進めてまいります。
380ページ、歳入、1款、1項国民健康保険税。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 3款分担金及び負担金、2項負担金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4款国庫支出金、1項国庫負担金。
10番、谷口委員。

●谷口委員 ここで、特定健康審査等負担金以外は減額になっているのですけれども、この理由について教えてください。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 減額になった理由でございますけれども、26年度の状況から推計しているのですけれども、一般被保険者に係る保険給付費が減少状況となっておりますので、減額ということでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、医療にかかった費用等を見て、今回、減額としたというふうに理解していいのですか。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 委員おっしゃるとおり、かかるものが減ると入ってくるものも減ってきますので、このような見方になったということでございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、厚岸町民は健康になったというふうに理解していいのですか。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） ここ数年の傾向を見ますと、原因まで分析できていないのですけれども、以前、厚岸におきましては、産業構造の関係から、冬場になると医療費が上がるという傾向があったのですけれども、25年度につきましても、26年度につきましても、冬期間における医療費の伸びが予想した以上に伸びない、伸びないと言ったら言い方がおかしいのですけれども、ふえていないという状況がここ何年か続いているという状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、結果的には、今まで冬期間、それは、例えば夏場どこかで働いていた人が何かの保険に入られて、国民健康保険で今度、冬にインフルエンザだとか、そういうものにかかっていたようなのが、冬期間に多くあったけれども、今そういう状況みたいなものがなくなってきているというふうに理解したほうがいいのか、それとも、人口の動態みたいなもので、残念ながら厚岸も減っていますよね。だから、国保の加入者自体がどんどん減少しているのか、そのあたりではどういうふうに。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 確かに人口自体が減っておりまして、被保険者も減っていますので、それによる減少もございますし、冬場にふえていたというのは、例えば漁業者にしても農業者にしても、冬場の割と暇な時期になってから病院にかかるという方が多かったと思うのですが、そういう方が減ってきている。原因については分析し切れていないのですが、そういう状況でございます。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2項国庫補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 5款、1項療養給付費等交付金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 6款、1項前期高齢者交付金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 7款道支出金、1項道負担金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2項道補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 9款、1項共同事業交付金。

3番、石澤委員。

●石澤委員 この金額がすごくふえているのですけれども、これはどういう理由からですか。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 共同安定化事業交付金、大幅にふえている原因ですけれども、この事業ですけれども、都道府県内の市町村間の保険税の標準化と財政の安定化を図るために、これまでレセプト1件当たり30万円を超えて80万円までの医療費を対象として、保険者間から拠出金を出させ、各都道府県の国保連合会が実施主体となって、各保険者に交付金を交付する事業でございましたけれども、27年度から制度改正によりまして、対象となる医療費が、これまで30万円を超えていたものが、1円以上から80万円までが対象となったことによりまして、この金額が大幅にふえたということございまして、この後に出てきます、398ページに載っております、歳出のほうも同様に大幅な増額ということになってございます。

●委員長（佐藤委員） 3番、石澤委員。

●石澤委員 そうしたら、15年度から財政……、そのことで、国保の特別会計がというか、国保税が値上げにつながっていくということはないですか、町民の国保の税金。

●委員長（佐藤委員） 町民課長。

●町民課長（板屋課長） 拠出金はふえますけれども、交付金も同じくふえますので、差し引きのほうはほとんど変わらないということですので、国保税の引き上げにはつながるものではございません。

●委員長（佐藤委員） よろしいですか。他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 10款繰入金、1項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 12款諸収入、1項延滞金加算金及び過料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3項雑入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で、歳入を終わります。
386ページ、歳出に参ります。1款総務費、1項総務管理費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2項徴税费。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3項運営協議会費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5項特別対策事業費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2款保険給付費、1項療養諸費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2高額療養費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3項移送費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4項出産育児諸費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5項葬祭諸費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 款、1 項後期高齢者支援金等。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 款、1 項前期高齢者納付金等。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5 款、1 項老人保健拠出金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6 款、1 項介護納付金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 7 款、1 項共同事業拠出金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 8 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 項保健事業費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 9 款諸支出金、1 項償還金及び還付金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 11 款、1 項予備費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 404 ページから 407 ページまでは、給与費明細書でございます。ご

ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳出を終わります。

8ページに戻り、第2条歳出予算の流用でございます。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 平成27年度厚岸町簡易水道事業特別会計予算を議題といたします。

11ページ、第1条の歳入歳出予算。408ページは事項別明細書でございます。410ページ、歳入から始めてまいります。

410ページ、歳入。2款使用料及び手数料、1項使用料。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 2項手数料。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 3款国庫支出金、1項国庫補助金。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 4款道支出金、1項道補助金。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 7 款諸収入、1 項雑入。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 8 款、1 項町債費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳入を終わります。

次に、412ページ、歳出に入ります。1 款総務費、1 項総務管理費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 款水道費、1 項水道事業費。

6 番、堀委員。

●堀委員 議案第11号の参考資料として、水道事業工事予定調書というのをいただいたのですけれども、中身は、1 目水道事業費の中の糸魚沢地区の配水管整備事業との比較をしたいがために要求したので、この資料を使って質問させていただくのですけれども、糸魚沢地区配水管整備事業、3 カ年のほうにも90.7メートルで1,430万円というふうに記載しているのですけれども、約90メートルくらいで、なぜにこれだけ高いのかという疑問が生じるのです。メーター1 万円にしても90万円だし、全然桁が違う。メーター10万円にしても900万円だし、全然わからない。中身的には、配水管の布設替えということの中での説明しかないものですから、何がこんなに高いのでしょうか。

企業会計のほうの、11号の参考資料で、いろいろと配水管関係の工事をやつを見させてもらっても、特別これが高い理由、これを教えていただきたいと思います。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 確かに90.7メーターで1,430万円ということなのですが、この糸魚沢地区の配水管の整備につきましては、平成25年度から26年度、2 年間進めてまいりました。27年度、施工しますと、やっと国道の接合部まで達するというところで、実は、27年度の事業費の中に、糸魚沢配水池のスタートの地点から、27年度末予定の接合部までの間の既存の水道管の撤去費を見込んでおります。今回、この水道管は、耐震管と言われる配水用ポリエチレン管ということで、既存の管は全然耐震性がないとされている、

接着型の塩ビ管でありまして、何かあったときのバイパス、非常用の配管として残す性質のものでも、機能のものでもないということで、廃掃法の立場からいきますと、当然廃棄物になってしまいますので、その撤去費用が、ごらんとおり、かなりの距離になります。980メートルほどありますので、その分の撤去費用が生じてまいります。今回、整備工事ということで、新設部分しか表記はしていませんけれども、その撤去費用が大半を占めます。

それと、ここまで達したということで、各使っている方の家庭の部分で、接続がえといますか、新しい管に切りかえるという作業も生じてまいります。そういう費用を含めまして1,430万円ということで、この新設部分だけでそれだけ費用がかかるということではないですが、ただ、整備工事、布設替えという性格上、表記の仕方がこういう表記になりましたが、中身は、そういう事業の中身になります。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 そうすると、糸魚沢配水池から今までずっと、25年、26年ということで布設替えしてきましたよね。布設替えして一度埋めたものを、もう一度掘り返して古い管をとると。これは施工時にできなかったものなののでしょうか、布設と同時に撤去をしていくというような形の中で。なぜに手戻りのような形で、もう埋め殺しをしていいとはなっていないんですね、大分昔から。かなり昔は、切りかえた水道管は埋め殺し、埋め殺しという表現がいいのかどうかあれなのですけれども、そのように埋め殺ししておいたままでもよかったのでしょうかけれども、廃棄物処理の関係で、きちんと撤去しなければならないというのは、それはここ一、二年の話ではないですよ。であれば、当然施工時の中から撤去していてもよかったのではないのかなというふうに思うのですけれども、なぜにもう一度戻って、糸魚沢配水池のほうから全てを撤去するという工事にしかなり得なかったのか、この点はどうなのでしょう。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 既存の水道管の埋設位置が、今回、図面に示しているとおおり、管理が容易な道路敷地内に埋設していますが、実は既存管は、大半が沢地の真ん中に入っていて、何かあったときには管理が難しい位置にあります。今回は、管理がしやすいように道路敷地内に入れたものですから、工事のときに同時に撤去するということが、まず困難であると。完全に使える状態になって、使っている方の切りかえ作業も含めて、一番効率的な方法を選んだ結果、27年度撤去が一番効率的になるということで、こういう状態になりました。

●委員長（佐藤委員） 6番、堀委員。

●堀委員 分かりました。ただ、そうするとこの資料の表記というものは、もう少し、ただこれは新設管だけを書いたものですよ。既存管というものがどこに入っているかも、

沢地と言われましたけれども、なかなかわからないような表記をされていては、なかなか理解できないので、やはり今後の説明資料といったものの中では、その表記というものを考えてほしいというふうに思います。分かりましたので、よろしいです。ありがとうございます。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 ここで、太田、片無去地区地下水調査事業というのが193万9,000円あるのですが、説明があったように思うのですが、大別のほうにある地下水利用だけでは十分補えないし、それから現在の門静のほうとの関係でも、安定して供給するというのを考えると、これが必要なのだというような説明だったと思うのですが、これは、どこからどこまでをカバーしようとして、この計画を立てていますか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） この地下水調査の関係なのですが、まず、平成24年度完成で、太田地区の水量不足を大別地区の営農用水の整備である程度カバーすることができました。ただ、そのときにも太田地区、それから片無去地区の水道施設というのは、昭和50年代の初めに整備された施設で、既存の水道管も水道施設についても、今現在でいくと30数年経過していますから、相当老朽化した施設であるということと、あと、30数年前に計画された施設ですから、当時の営農形態に合わせた水道管の配置なり施設の容量であったということで、一般的に水道管の耐用年数、40年程度と言われている観点から見ますと、あと数年で耐用を迎えると。

耐用年数だからすぐだめになるというものではないですが、その時点である程度更新整備を考えざるを得ないといったことを考えますと、水量につきましては、大別の水道を整備したことによって何とかカバーできる状態になるのですが、既存施設の老朽化状態については、更新せざるを得ないと。何か次の手を考えなければならないということで、内部でもいろいろ次の方策を考えたときに、今一番苦勞してといるのが、水源水質の悪化、上水道もそうなのですけれども、非常に水処理に苦勞していると。

太田も片無去も河川の原水を使って浄化していますので、非常に労力も費用も、設備も複雑になるということで、将来に向けては、やはり水量さえ賄えれば、地下水を水源にして設備更新を考えたいということで、単独で水道施設、これだけの規模のものを町単独で更新というのは難しいので、北海道が今、既存の施設、道営事業で営農用水として整備した経過から、北海道にも相談しますと、ここまで年数がたって、しかも太田、片無去地区を一体として更新整備するのだったら、道営事業で展開することも可能であるという回答を得ていますので、その前段階としては、まず、水源の調査については、町単独でやっていただかなければならないということでしたので、今年度は、地下水調査の中の一部で、電気探査という、地下水脈の調査しかできないのですけれども、3カ年、実施計画を見ていただくと分かりますが、次年度、663万円で試験井戸を掘って、揚水量だとか水質の確認をしようという前提で今回進めるのですが、そのためにも、まず、

地下水のありかといいますか、水脈の状況を見る入り口の事業をまず着手しないと、やたらめったら掘って出るというものではないようですので、そのための費用と。

ですから、今すぐというよりも、将来の更新に向けた水源調査の入り口の事業というふうに捉えていただければ分かりやすいかと思います。

●委員長（佐藤委員） 10番、谷口委員。

●谷口委員 そうすると、今年度はどの辺に、簡単に言えば、大まかに、どの辺がありそうだなというあたりを探る調査というふうに理解していいのですか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） そうですね。太田、片無去地区のかなり広範囲にわたって、その可能性調査、探査をすることによって、ポイントで、この位置に掘るということを決めるわけではなくて、ここに掘ると非常に確立高く出てきそうだという地点を広範囲にわたって調査するという内容になります。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3款災害復旧費、1項簡易水道施設災害復旧費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4款、1項公債費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 5款、1項予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 420ページから422ページまでは給与費明細書でございます。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳出を終わります。

次に、11ページの第2条地方債につきましては、14ページの第2表地方債と423ページ

の地方債に関する調書となります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 総体的にごございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第7号 平成27年度厚岸町下水道事業特別会計予算を議題といたします。

15ページ、第1条の歳入歳出予算、424ページは事項別の明細書となります。426ページ、歳入から進めてまいります。

歳入。1款分担金及び負担金、2項負担金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2款使用料及び手数料、1項使用料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2項手数料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3款国庫支出金、1項国庫補助金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5款繰入金、1項一般会計繰入金。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 6 款諸収入、1 項延滞金及び過料。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 項雑入。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 7 款、1 項町債。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳入を終わります。

次に、428ページ、歳出に入ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 項下水道事業費。434ページ。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3 款、1 項公債費。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4 款、1 項予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 440ページから442ページまでは給与費明細書でございます。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳出を終わります。

次に、15ページに戻り、第2条債務負担行為につきましては、18ページ、第2表債務負担行為と443ページの債務負担行為に関する調書となっております。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 再び、15ページ、第3条地方債につきましては、19ページの第3表地方債と444ページの地方債に関する調書となります。ございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 総体的にごございませんか。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第8号 平成27年度厚岸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

20ページ、第1条の歳入歳出予算、445ページは事項別明細書でございます。447ページの歳入から進めてまいります。

1款保険料、1項介護保険料。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 2款サービス収入、1項介護給付費収入。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 2項予防給付費収入。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 3款分担金及び負担金、1項負担金。

（な し）

- 委員長（佐藤委員） 4款国庫支出金、1項国庫負担金。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 2項国庫補助金。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 5款、1項支払基金交付金。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 6款道支出金、1項道負担金。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 2項道補助金。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 3項委託金。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 7款財産収入、1項財産運用収入。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 2項基金繰入金。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 8款繰入金、1項一般会計繰入金。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 10款諸収入、1項延滞金及び過料。ございませんか。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 2項雑入。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳入を終わります。
次に、451ページ、歳出に入ります。
1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 項徴収費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 項介護認定審査会費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 項趣旨普及費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5 項計画策定委員会費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6 項地域密着型サービス運営委員会費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 款保険給付費、1 介護サービス等諸費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 項高額介護サービス費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 項高額医療合算介護サービス費。

(な し)

●委員長（佐藤委員） 4項特定入所者介護サービス等費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 4款地域支援事業費、1項介護予防事業費。

（なし）

●委員長（佐藤委員） 2項包括的支援事業任意事業費。

12番、室崎委員。

●室崎委員 簡単にお聞きしますので、簡略にお答えいただきます。

ここで、464ページのところに、2目の任意事業費というやつです。そこで、介護相談員報酬というのが出てきますので、介護相談員についてちょっとお聞きいたしますが、まず、介護相談員になるためには、今は東京まで行かなければならないのかな、研修を受けなければなりませんね。その研修費というのはこの中に入っているのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） お答え申し上げます。

研修費は、新規の養成のための研修費ということです。今年度、26年度2名、新たに研修受けて、27年度については、新規の介護相談員の研修費は盛ってございません。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 これ以上ふやすことは今考えていない、そういうことになるわけですね。現在何名ですか。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（高橋課長） 26年度2名補充して、27年度から5名体制に戻ります。

●委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。

●室崎委員 たしか条例でしたか、介護相談員は。そこでは5名となっていたですね。ですから、条例上、満杯というか、その人数は、これで完全に条件整ったということなのですね。それ以上、今のところふやす予定はないということですね。

●委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（高橋課長） 27年度については5名体制でいきます。（発言の声あり）
27年度は5名体制でいって、今回、各施設等に派遣の回数はかなりふやして、昨年度まで、ちょっと落ち込んでいた部分もございましたので、27年度については、それを充実させようという考えでおります。
- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。
- 室崎委員 わかりました。まず、条例の5名、これをきちんとそろえて、そして、活動については充実させると。まずはそれだということですね。わかりました。よろしくお願ひしたいということです。
それから、下のほうに、負担金、補助及び交付金という中に、成年後見等報酬助成と出てくるのですけれども、この制度についてちょっと説明をしてください。
- 委員長（佐藤委員） 保健福祉課長。
- 保健福祉課長（高橋課長） お答え申し上げます。
ここに出ている12万円の関係でございますけれども、これにつきましては、現在、町のほうで成年後見人をお願いしている方が1名いらっしゃいまして、その金額になります。
- 委員長（佐藤委員） 12番、室崎委員。
- 室崎委員 わかりました。町でお願いして、後見人か保佐人か補助人になってもらっている方がいると。その方に対して、町でもって報酬を出しているということなのですね。わかりました。結構です。
- 委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）
- 委員長（佐藤委員） なければ進みます。
5款、1項介護給付費準備基金費。ございませんか。

（な し）
- 委員長（佐藤委員） 465ページになります。7款諸支出金、1項償還金及び還付金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 8款サービス事業費、1項居宅サービス事業費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 9款、1項予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 469ページから472ページまでは給与費明細書でございます。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳出を終わります。
総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第9号 平成27年度厚岸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

23ページ、第1条の歳入歳出予算、473ページは事項別明細書でございます。475ページの歳入から進めてまいります。

1款、1項後期高齢者医療保険料。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3款繰入金、1項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 5款諸収入、1項延滞金及び過料。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 項償還金及び還付加算金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳入を終わります。
次に、477ページ、歳出に入ります。
1 款総務費、1 項総務費管理費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 項徴収費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 款、1 項後期高齢者医療広域連合納付金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 4 款、1 項予備費。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳出を終わります。
総体的にごございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りをいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第10号 平成27年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計予算を議題といたします。

26ページ、第1条の歳入歳出予算、481ページは事項別明細書でございます。483ページの歳入から進めてまいります。

1 款サービス収入、1 項介護給付費収入。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 項自己負担金収入。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 款国庫支出金、2 項国庫補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 9 款諸収入、1 項雑入。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳入を終わります。

次に、485ページ、歳出に入ります。

1 款サービス事業費、1 項施設サービス事業費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2 款、1 項予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 489ページから491ページまでは給与費明細書でございます。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で歳出を終わります。

総体的にごございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第11号 平成27年度厚岸町水道事業会計予算を議題といたします。

1 ページ、第2条業務の予定量。次に、第3条収益的収入及び支出、9 ページをお開き願います。収益的収入から進めてまいります。

9 ページ、収益的収入。1 款水道事業収益、1 項営業収益。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 項営業外収益。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、次に、収益的支出に入ります。

10 ページ、収益支出。1 款水道事業費用、1 項営業費用。

9 番、南谷委員。

- 南谷委員 10 ページの1 款、1 項、1 目原水及び浄水費、前年対比で451万8,000円、本年度増額となっております。まず、この増額になった要因についてお尋ねをさせていただきます。

- 委員長（佐藤委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） 主なもので申しますと、一番がやはり電気料金の値上げによるものです。浄水場だけでかなりの費用アップします。それから、原水浄水費の中でも大きな比重を占める薬品費につきましても、これは単価のアップが生じていますので、量的にはさほど変わらないのですが、単価アップによって、かなり費用がふえていると。実はこの2点が増加の要因というふうになります。

- 委員長（佐藤委員） 9 番、南谷委員。

- 南谷委員 電気料がどのくらい上がって、薬品費のアップがどのくらいになっているの

か、そのくらいは教えて、下桁はいいですけども、せめて何十万円とか。

それから、17節の委託料なのですけども、調査設計委託料147万3,000円が計上されております。分かりますか。この調査設計委託料なのですけども、どういうものを調査されて、147万3,000円かかるのか、この内容についてもお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） まず、電気料なのですけども、電気料については、対前年比252万3,000円の増、薬品費につきましては、量は若干、40万9,000円の増というふうに見込んでおります。

それから、調査設計費、委託料のほうです。これにつきましては、平成25年に台風災害で取水場が冠水しまして、2日間にわたり断水を生じたということで、当面の回避するための設備は、たしか450万円ほどで、当面の対策としては、設備の整備は終えているのですが、根本的な対策について、どのくらい費用がかかるのか、ポンプ室、取水場のポンプを収納しているポンプ施設につきましては、川から引き込む水道管が接合されていて、そう簡単に移設することはできませんが、冠水しなければ、冠水しても運転に影響がないような状態にするには、ポンプ室の地上部にある電気設備を移設ということが一番根本的な対策になるであろうというふうに見込んでいますけれども、そのためにどのくらいの費用を見込んだらいいのか、そこそこの建物が必要になってまいります。非常用の発電設備も移設しなければなりませんし、そういうことで、建物と、あと、特に分からないのが、少し離れた高台上のところに設備すればいいというのは分かるのですが、地盤の状況が分かりません。ですから、ボーリング調査をして、どの程度の建物の基礎が必要かということも、この調査によって算定しなければならないということで、もし前回の断水を避けるために根本的な対策をとるとしてたら、どのくらいの費用が見込まれるかということ、基礎的な部分を調査する費用ということになります。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 まず、1点目なのですけども、今の説明ですと300万円ぐらいにしかならないですよ。450万円なら150万円足りないのだから。細かいものはいいよというものの、もう少し、150万円詰めてください。

それから、2点目なのですけども、調査設計というのは、今年の台風での取水施設、何回か我々議員も調査に行っているのですけども、将来的には、この調査によって、移設か、どうするのかも、そういう調査をされるということは、将来的にそういう事業費が発生すると、工事なりをして断水に対応していくと、こういうことで理解をすればよろしいのでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） まず先に、2点目のほうなのですが、その費用、基礎的な部分

を算定しまして、当時たしか、起きた直後に知り合いのコンサルタントに、何も基礎調査していませんけれども、概算で、もしこういう内容でやるとなると、どのくらい見込んだらいいのだろうといったときには、七、八千万円から1億円近くかかるのではないかと。確かにそれは、何も調査していませんから、全くのつかみです。それが、本当にそれぐらいかかるのか、基礎がどうかも分かりませんから、その内容をやはり詰めなければ、料金改定にかかわる内容にもなりますので、そこは、ある程度基礎的な部分であっても、精度の高い費用を出す必要はあるだろうというふうに考えています。

それから、1点目の費用の関係。今言った取水施設の基礎調査、その差の分、149万6,000円ですから、開いている部分は、これは新たに、経常経費の中で新たに新規掲載したものですから、その分が丸々ふえて、電気料金と薬品費と、今回の取水施設の調査の約150万円、これで全体に450万円ほどふえたという内容になります。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。2項営業外費用。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3項特別損失。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4項予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 以上で、収益支出を終わります。

次に、資本的収入及び支出は、13ページからとなります。

初めに、資本的収入。1款資本的収入、1項企業債。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 2項国庫補助金。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4項他会計補助金。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6項補償金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 次、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

12、室崎委員。

- 室崎委員 ここでお聞きしていいのかがちょっと分からないので、もし違っていたら、委員長、注意してください。いいですか。

- 委員長（佐藤委員） どうぞ。

- 室崎委員 私のほうで聞き漏らして、うっかりしていて、分からないのかどうかも分からないので、まことに申しわけない話なのですが、新しい配水池ができましたですね。そして、これから稼働しますね。この前見せていただきました。すごい立派なものです。そうすると、60年か70年前につくった、地中の今まで使っていた配水池は不要になったわけですね。海軍でつくったと聞いていました。非常に頑丈なものです、今まで使えた。これをどのように処理するかということは、方針が出たでしょうか。それによって、どの程度の費用を見込んでいくか、そのあたりについて聞いた記憶がないもので、ちょっと教えていただきたいのですが。

- 委員長（佐藤委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） 古い既存の配水池の関係なのですが、まず、今の配水池のすぐ横の部分に、既存の配水池、高さが2段になっていまして、神社のすぐ上のところにあるのが、海軍がつくったという、こちらは、下部配水池、下の配水池という呼び方をしていますが、そこについては、確かにかなり年数を経過していますが、あの場所を見ますと、かなり急傾斜地で、あれを撤去することによって、地すべりなりいろいろな支障が生じる可能性が高いと今思っています。

廃棄物の処理についても、そういう支障がある場合、または技術的に無理な場合、何点か要点がございます。それに照らしてみますと、あそこは、逆に言うと土どめの状態にあるものですから、撤去することによって、逆に危険な状態になるのではないかと、いうふうに今考えていますが、まだそれをこうだというふうに決めつけたわけではありません。ただ、その可能性が高いということで、下の部分をそう簡単には、技術的にもそうなのですが、危険を及ぼすという観点から、かなり難しいであろうと。残したほうが、より効果的といいますか、とるべきものではないのではないかと、いうふうに考えています。

それから、上の配水池といっている上部配水池、貯水量の多い部分ですが、それも確かに機能は移転しましたので、そのままでは、通常は廃棄物という扱いになりかねないのですが、ただ、あれだけのスペースなので、今現在、地上部にあらわれているところを倉庫として使っている部分があるのですが、そこはかなり上物がコンクリートが劣化して非常に危険な状態にもなっています。

ただ、緊急の資材は収納にしていますので、新たに津波の来ない、結構安定した広場といいますか、面積もそこそこありますので、何か既存の地下構造物を基礎として、そういう収納に使えるものをつくったほうが、より有効活用できるのではないかと。そうすると、当然廃棄物ということでは、そういう基礎部分として活用するということになりますので、すぐ撤去しなければならないものには該当しないであろうと、これもまだ決定したわけではありません。ただ、そういう検討をして、活用したいなど。ご存じのように、なかなか撤去にも費用がかかりまして、建設と違いまして、撤去にはなかなか補助金起債も該当しないということで、これまた非常に、先ほども言いましたように、水道料金に直結する内容でもありますから、極力活用できる方法で考えていきたいというふうにも今考えております。

●委員長（佐藤委員） 他にございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 進みます。2項企業債償還金。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ、以上で資本的支出を終わります。

次に、2ページにお戻り願います。第5条企業債でございます。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 第6条、予定支出の各項の経費の金額の流用です。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 第7条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費でございます。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 第8条棚卸し資産購入限度額でございます。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 5ページは、予定キャッシュフロー計算書でございます。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6ページから8ページは給与費明細書です。15ページから18ページまでは予定貸借対照表と注記でございます。19ページは、平成26年度予定損益計算書でございます。20ページから21ページは、平成26年度の予定貸借対照表と注記でございます。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきもの決定いたしました。
休憩いたします。
再開は3時30分からといたします。委員会を休憩いたします。

午後 3 時01分休憩

午後 3 時30分再開

- 委員長（佐藤委員） 再開いたします。
議案第12号 平成27年度厚岸町病院事業会計予算を議題といたします。
1ページ、第2条業務の予定量でございます。次に、第3条収益収入及び支出、11ページをお開き願います。収益的収入から進めてまいります。
1款病院事業収益、1項医業収益。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2項医業外収益。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 3項特別利益。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 次に、収益的支出に入ります。
1款病院事業費用、1項医業費用。ございませんか。
9番、南谷委員。

- 南谷委員 給費、ここですか。1款、1項、1目給与費。

- 委員長（佐藤委員） そうです。

- 南谷委員 よろしいですか。ここでお願いいたします。

前年対比5,846万5,000円、これだけの増額となっております。増額になった中身については、前年度の対比を後でさせていただくので、それはいいのですけれども、ここで聞きしたいのは、委員長、ちょっと広がって申しわけないのですけれども、収益にかかわると思いますので。

ここで2点。まず1点目なのですけれども、私もよく人の集まるところに行くのですけれども、これは風評でございますから、事実関係はわかりません。事実関係のわからないものは議会で質問するのということになるかと思うのですけれども、ご批判を受けるのを覚悟で質問をさせていただきます。

看護師さんの対応が悪いと、こういう風評を、1人ではなくて何人かに耳にいたします。どういう部分なのよということもなかなかはっきり言わないのです。事実関係、私、余り病院に行くことが、お見舞い程度で分かりません。そうした中で、少なくともお医者さんや看護師さん、それぞれ行ってみまして、よほど悪いとは私は感じないのですよ。ですけれども、窓口、入り口から行って、事務長のところまでお訪ねすることもあるのですけれども、そこまでは余り感じないのですよ、はっきり言って。

そうしますと、中のほうはてんでこ舞いしている。看護師さんが足りていないのかなと。その分、患者さんはいろいろ自分の身体に、正常な状態でないからいらいらしている部分もあるだろうと。そういう意味では、看護師さんの対応というのは大変なのだろうと。しからば、看護師さんの充足状況というのは満度についていないのではないかなかと、かようにも推測をさせていただきましたし、また、町立病院の看護師さんは一生懸命働いているから、長年勤務される。町民の皆さんは顔なじみの方もいる。そういう意味では、なれ合いになっている部分もある。親しみを持って。

でも、どうしても、私が思うには、釧路の病院や、病院にかかる方はいろいろな病院に行かれる。よその病院と厚岸町立病院の看護師さんの対応というものも比較検討されているのだろうと。何か私は、私の推測でございますが、もう少しおもてなしの心、学校なんかでは書いていますよ、笑顔で、挨拶運動とか。そういう部分も、少なくとも、病院もある意味では企業でございます。企業精神にちょっと欠けるところがあるのではないかと、かように思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 大変貴重なご意見をいただいたと感じております。

このところそういったご意見、余りに受けていなかったところでございますけれども、長い間、接遇ですとか対応について、これは看護師に限らず、病院全体で、どうあるべきかということ、いろいろ研修の場も含めて対応をさせてきていただいたところがあります。

どういった、個別的な具体例なのかというのは、さておきながら、総体的なお話として、やはり100人、200人訪れる病院ですので、それなりの個別の対応というのは、やはりせざるを得ない。同じような対応をしても、やはり横で見られている方にとっては不快に感じるとか、そういうことも多々あるかと思えます。

そういうことも含めて、日常的に、看護師の数も充足していると、必ずしも満足な数がそろっているという状況ではありませんけれども、やはり弱い立場の方が、体、病気になられた方が来る場所ですので、できるだけ個別のきちんと対応ができるような、そういった研修ですとか、教育の場を設けて、そういった事例もあるのか、ないのかの確認も含めて、持ち帰って対応させていただきたいなと思えます。

ただ、やはり100人が100人いれば、やはりいろいろな対応がありますので、なれ合いの言葉といいますか、横で聞いていて、なれ合い的な言葉だなというふうを感じる方も確かにいるのですが、ただ、それはそれで、長い間、その患者さんと看護師が築き上げてきた信頼関係というのも、これは実際あるわけですね。ですから、そういった部分もわかっただきながら、なおかつ丁寧な対応、親切な対応、真心のこもった対応というのをできるような対応を、持ち帰って、また、看護部とも、ほかの診療部門も含めて、検討、対応したいと。

大変貴重なご意見ありがとうございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 誰がどうのこうのということを僕は言っているのではないのです。証拠もないわけですから。ですけれども、1人ではなくて、そういう声が、やはり多々聞こえるという部分では、やはりよその病院と比較するとか、よそは、診療前に1列に並んで、お客さんに対して挨拶するとか、そういう取り組みもされている病院もあると伺いました。それをしろということではないのですけれども、いま一度、やはり町立病院として、企業でございますから、何らかの対応をしていくべきだと私は思います。

次に参ります。4節退職給付費1,276万5,000円、退職給付引当金、ここでお尋ねをさせていただきます。

これにつきましては、20ページの(3)、イとして、退職給付引当金、年度末における職員に対する退職手当の要支給額から、北海道市町村職員退職手当組合における積立金相当額を控除した金額を計上していると、こういうふうになっているのです。

私なりにこの文章を素直に解釈をして、積んである金額の差額が1,276万5,000円というふうに理解をさせていただいたのですけれども、この対象人数、何人の分が、要支給額というのはどうなっているのだろうと、その差額なのだろうと、こういうふうに判断をさせていただきましたので、この内容についてお尋ねをさせていただきます。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 前段の部分につきましては、再度病院に持ち帰って、全体的な接遇の向上というものも図るということで、時間をいただきたいというふうに思います。

退職給付の関係でございます。27年度末の要退職給付債務、これが64人分で4億1,242万8,000円となっております。これは、退職手当組合からの計算の額をいただいております。それに対して、27年度で組合のほうへ積み立てる、引当金から取り崩して組合のほうへ引き当てる、納付する額が7,517万1,000円です。27年度において、退職手当要支給額が4,051万円です。27年度末、退職手当組合に積み立てられる額が2億6,197万6,000円となります。この債務超過額が1億5,045万2,000円が、これが最終的に27年度末で積み立てられるのですが、その不足額が給付金として1,276万5,000円、これを退職給付費として計上して、退職引当金にこれを積み上げると。これを合わせて全部で4億1,242万8,000円、27年度末ですから、来年3月31日現在の必要な額に、そこで充当するという形になってございます。

●委員長（佐藤委員） 9番、南谷委員。

●南谷委員 3回目でしたか、委員会だからいいのですけれども。

まず、1点目でございます。接遇については、そのように頑張っていたければなど思いますけれども、もう1点、肝心なことを答弁していただいていないのです。看護師さんの充足状況というのも私は大いに影響あると思うのです。忙しければにこにこなんかしていただけないと思うのですよ、疲れるし。やっぱりそういう努力というの、事務長として、先生も足りないかもしれないけれども、看護師さんも余裕のあるような対応をしていく努力も私は必要だと思いますが、いかがでしょうか。

2点目です。そうすると、4億何ぼ、要支給額ということは、平成27年度末で、職員の皆さんが、本年度、26年度末で退職される方、いるかないかわからないけれども、それも処理をして、今年度会計の中でそういうものも精査して、いざ全員がやめた場合の要必要額ということだから、100%で4億何ぼというふうに理解をさせていただいたのですけれども、万全にきちっとその分は保管されているという理解をしたのですが、そ

れで間違いないでしょうか。

●委員長（佐藤委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） まず、1点目の看護師数につきましては、26年度中、新規で、夜勤もできるという看護師さんの応募は実はなかったのです。それで、夜勤ができない方でも、パートあるいは日勤帯でいただける看護師さんでも、臨時あるいは嘱託も含めて、いろいろ手だてをすることによって取り組んできました。

実は、去年の4月には、嘱託職員の看護師さんとして、特老のほうから異動に方も含めて、そういった手だても含めて、あるいはそれから事務職員が看護部門に入って、看護師の職務を補えるところがありますので、そういったところを補うですとか、そういったことを含めて、基準には満たしておりますけれども、その日その日の患者さんの数によっては大変忙しい思いをすることもありますので、そういったさまざまな手だてを尽くして、余裕があるとまではいきませんが、何とか対応している状況にあるということでございます。

本年度につきましては、既に、この7月から来たいのだという方が、電話いただいておりますので、少しことはよくなるかなと。看護師の数についても余裕が出てくるかなというところがございます。

それから、2点目の退職引当金は、今、質問者おっしゃるような額が、27年どの最終末に残っている必要があるというところがございます。

●委員長（佐藤委員） 他に、1項ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） なければ進みます。2項医業外費用。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 3項特別損失。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 4項予備費。ございませんか。

（な し）

●委員長（佐藤委員） 以上で、収益的支出を終わります。

次に、1ページの第4条資本的収入及び支出でございますが、17ページとなります。資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項補助金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で資本的収入を終わります。
資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 2 項企業債償還金。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 以上で、資本的支出を終わります。

次に、2 ページにお戻り願います。第 5 条は一時借入金でございます。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 第 6 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費で
ございます。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 第 7 条は、他会計からの補助金でございます。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 第 8 条は、棚卸し資産購入限度額でございます。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 第 9 条は、重要な資産の取得及び処分でございます。ございませ
んか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 6 ページは、予定キャッシュフロー計算書でございます。ござい
ませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 7ページから10ページは給与費明細書です。18ページから21ページまでは予定貸借対照表と注記でございます。また、22ページは、平成26年度予定損益計算書でございます。23ページから24ページは、平成26年度の予定貸借対照表となります。ございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（佐藤委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（佐藤委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。
以上で、本予算審査特別委員会に付託をされました予算9件の審査は全部終了いたしました。
よって、平成27年度各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後 3 時48分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成27年3月18日

平成27年度各会計予算審査特別委員会

委員長

副委員長